

令和7年度

国の施策及び予算に
関する重点事項の提案

令和6年7月

名古屋市

名古屋市政の推進につきましては、日ごろから格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市は、人口 233 万人を擁する大都市であり、名古屋大都市圏における経済・政治・文化の中核都市として、2026 年の第 20 回アジア競技大会及び第 5 回アジアパラ競技大会の開催や、リニア中央新幹線の開業という機会を活かし、本格的な人口減少局面を迎える中でも持続可能な成長を実現し、国際的な都市間競争力を一層高めることにより、当圏域ひいては国の発展をけん引していく役割を担っています。加えて、リニア中央新幹線の全線開業によって 7,000 万人規模の世界最大の人口を有する巨大交流圏「日本中央回廊」が誕生することにより、観光、産業、地域間連携など幅広い分野で新たな価値が創出され、その効果を中部国際空港第二滑走路の整備を始めとした都市機能の強化により最大限発揮することが期待されています。

また、こども・子育て政策の強化や脱炭素社会の実現に向けた水素を始めとした次世代エネルギーの利活用等によるGXの推進などの取組みを進めていく必要があります。加えて、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震などの大規模災害を踏まえ、地域強靱化や都市インフラの老朽化に向けた対策なども喫緊の課題となっております。

これらの課題を、市民に一番身近な基礎自治体である本市が、自らの発想と創意工夫により、責任を持って解決するためには、国・地方間及び地方公共団体間の役割分担を抜本的に見直し、役割に応じた権限と税財源を一体的に移譲するとともに、市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に担う、行財政面で自主・自立した「特別自治市」を早期に創設することが必要です。

こうした真の分権型社会が実現するまで、当面、国の施策として行っていただきたい事項や国の協力を必要とする事項について、本書のとおりご提案させていただきます。

令和 7 年度の国の施策及び予算編成において、ここに取りまとめた提案事項が実現することで、本市は、国の掲げる成長戦略や地方創生の実現、東京一極集中の是正などに寄与し、日本をけん引するエンジンとなることができるものと考えておりますので、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年 7 月

名古屋市長 河村 たかし

提 案 項 目 一 覧

1	地方税財源の充実確保	1
2	ふるさと納税制度の見直し	3
3	特別自治市の創設等	5
4	アジア競技大会及びアジアパラ競技大会の開催に対する支援	7
5	リニア中央新幹線開業に向けた都市機能の強化	9
6	地域強靱化に向けた防災対策	13
7	施設の老朽化対策等	17
8	安心して生活できる医療体制の充実	19
9	子どもの健やかな育ちの支援	21
10	教育行政の充実	25
11	名古屋城（名城公園）の整備	29
12	なごや東山の森（東山公園・平和公園）の整備	31
13	堀川の総合的な整備	32
14	木曽川水系連絡導水路の早期完成及び新用途の早期実現	33
15	名古屋圏道路ネットワークの整備等	35
16	名古屋港の整備	37
17	中部国際空港第二滑走路の整備を始めとする機能強化の早期実現	39
18	スタートアップ・エコシステム形成に向けた支援の充実	41
19	脱炭素社会の実現等	43

1 地方税財源の充実確保

(内閣府、総務省、財務省)

【提案内容】

(1)国・地方間の税源配分の是正

- ・ 国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、地方税の配分割合を上げていくこと。
- ・ 地方法人税は、単に、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再配分する制度にすぎず、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。
- ・ 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

(2)地方交付税の改革等

- ・ 地方交付税総額については、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、地方の財政需要やふるさと納税の影響も含めた地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。特に、防災・減災、国土強靱化のほか、こども・子育て政策の強化、物価や賃金の上昇によるさまざまな財政需要の増加について、必要な財政措置を講ずること。
- ・ 地方財源不足の解消は、臨時財政対策債ではなく、地方交付税の法定率引上げ等によって対応すること。
- ・ 地方交付税の算定に当たっては、地方交付税額の予見可能性を確保すること。

<提案の背景>

真の分権型社会の実現のためには、国と地方が対等な立場で十分議論を行った上で、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、住民に一番身近な基礎自治体が自らの権限と財源により、責任を持って施策を決定・実施することが重要である。

(国・地方間の税源配分の是正)

現状における国・地方間の税の配分は6：4である一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた税の実質配分は3：7となっており、依然として大きな乖離がある。

したがって、消費税、所得税、法人税等複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の税の配分をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた税の配分となるよう地方税の配分割合を高め

ていくべきである。

また、地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。

さらに、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国の関与・義務付けの廃止・縮減と併せて、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。

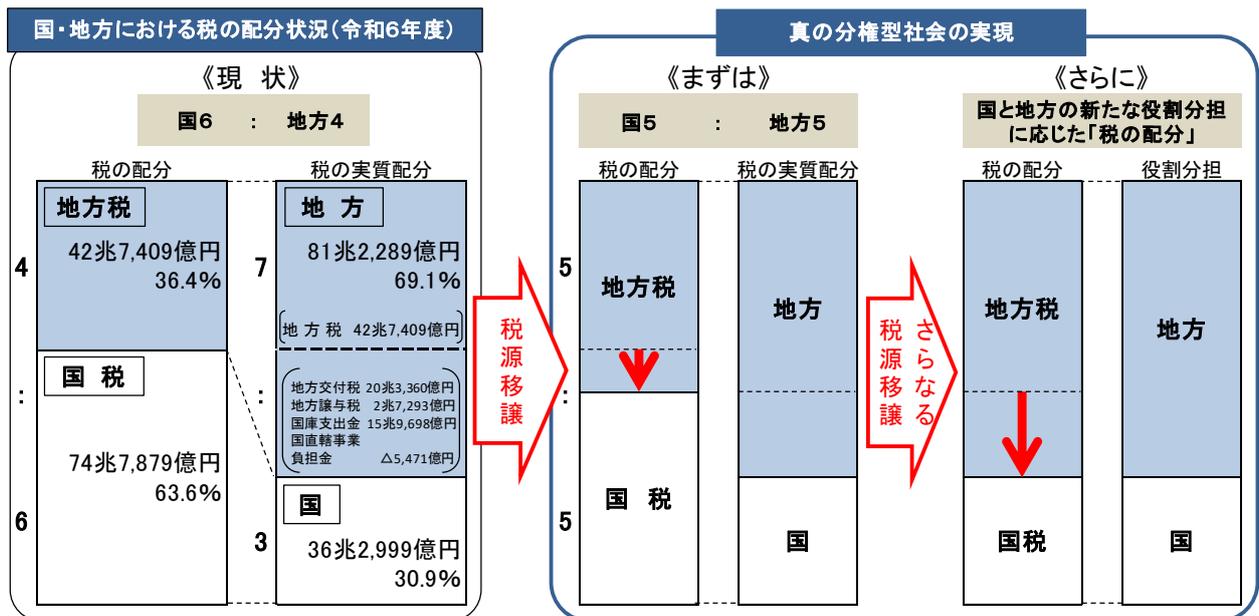
(地方交付税の改革等)

地方交付税は地方固有の財源であり、国の歳出削減を目的とした総額の一方向的な削減は行うべきでなく、地方の財政需要やふるさと納税の影響も含めた地方税等の収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な総額を確保すべきである。特に、長期化する物価高に対しては国の責任において万全を期すとともに、防災・減災、国土強靱化のほか、こども・子育て政策の強化、物価や賃金の上昇によるさまざまな財政需要の増加について、必要な財政措置を講ずるべきである。

また、地方財源不足の解消は、臨時財政対策債を速やかに廃止し、地方交付税の法定率引上げ等によって対応すべきであり、既往債の元利償還金については、その全額を将来にわたり確実に地方交付税措置すべきである。

さらに、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示し、各地方公共団体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性を確保すべきである。

国・地方間の税源配分の是正



2 ふるさと納税制度の見直し

(総務省、財務省)

【提案内容】

(1)特例控除額に定額の上限を設けるなどの見直し

- ・都市部における税収減が看過できない状況となっていることなどから、特例控除額に定額の上限を設けるなどの見直しを早急に行うこと。

(2)ワンストップ特例制度の見直し

- ・ふるさと納税ワンストップ特例制度について、所得税控除相当額を個人住民税から控除する仕組みを速やかに見直すこと。また、見直しまでの間、個人住民税から控除される所得税控除相当額は、地方特例交付金により全額を補填すること。

<提案の背景>

ふるさと納税は、生まれ育ったふるさとや応援したい地方公共団体に対して、税制を通じて貢献するという趣旨のもと創設された制度であるが、返礼品を目的とした寄附の増加により、地方公共団体の財政に与える影響、特に都市部における税収減が深刻な課題となっている。

(特例控除額に定額の上限を設けるなどの見直し)

ふるさと納税制度について、令和元年度税制改正において一定の見直しがされたものの、特例控除額が、所得割額の2割という定率の上限のみでは、寄附金税額控除の上限額が所得に比例して高くなり、返礼品との組み合わせにより、結果として、高所得者ほど大きな節税効果が生じている。

また、本来の趣旨とは異なる、返礼品を目的とした寄附の増加により、地方公共団体の財政に与える影響、特に都市部における税収減は非常に大きく、指定都市における税額控除額が全国の市区町村分の3分の1超を占めるなど、ふるさと納税制度による税収減は、もはや看過できる状況にはない。

こうしたことから、特例控除額について、新たに定額の上限（例えば市民税で10万円）を設けるなどの見直しを早急に行うことが必要である。

(ワンストップ特例制度の見直し)

ふるさと納税ワンストップ特例制度については、申告手続の簡素化までの特例的な仕組みとして導入されたにもかかわらず、令和3年分の確定申告から新しい申告方法

が開始された後も何ら見直しがされていない。所得税控除相当額を個人住民税から控除するという現状の仕組みにより、本来国が負担すべき税収減が転嫁され、地方公共団体に減収が生じていることから、速やかに見直すべきである。

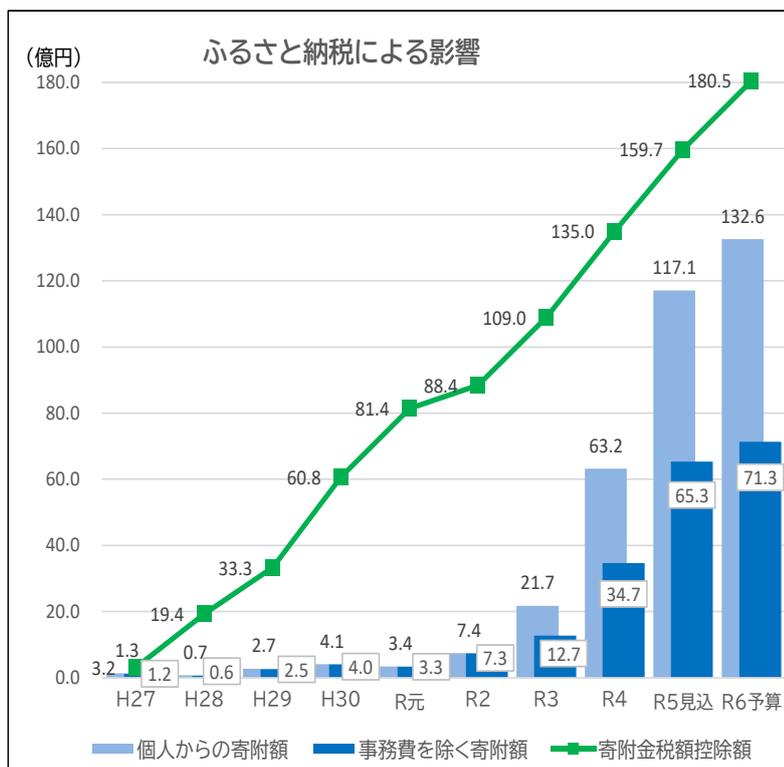
また、見直しまでの間は、同制度を適用した場合に、個人住民税から控除している所得税控除相当額については、国の責任において、地方特例交付金により全額を補填すべきである。

特例控除額の上限設定による影響額の試算（名古屋市）

特例控除額に係る上限額	5万円		10万円		15万円	
影響を受ける方の割合	31%		11%		6%	
令和5年度減収額(a)	基本控除額分	特例控除額分	基本控除額分	特例控除額分	基本控除額分	特例控除額分
		22 億円	129 億円	22 億円	129 億円	22 億円
上限を設けた場合の減収額(b)	10 億円	75 億円	14 億円	96 億円	15 億円	105 億円
影響額(a)-(b)	12 億円	54 億円	8 億円	33 億円	7 億円	24 億円

注1 令和5年度課税分を基に作成

- 2 上限額、減収額及び影響額は、いずれも個人市民税の額（ふるさと納税ワンストップ特例制度による申告特例控除額を除く）
- 3 影響を受ける方の割合は、ふるさと納税実施者全体に対する割合



○ふるさと納税に係る控除額の内訳（名古屋市）

(単位：千円)

区分	令和5年度
控除額	15,972,512
基本控除額	2,153,020
特例控除額	12,898,384
申告特例 (ワンストップ特例) 控除額	921,108

所得税相当額を個人住民税から控除！！

※ 令和5年度課税分を基に作成
控除額は、個人市民税の寄附金税額控除額

3 特別自治市の創設等

(内閣府、総務省、財務省)

【提案内容】

(1)特別自治市(通称「特別市」)の創設

- ・ 自らの責任と権限、財源に基づく総合的・一体的な市政運営を可能とするため、大都市制度について、次期地方制度調査会において調査審議が行われるよう図るなど議論を加速させ、「特別市」を早期に実現すること。

(2)大都市税源の拡充強化

- ・ 大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。

<提案の背景>

本市は、市民に最も身近な基礎自治体として質の高い行政サービスを提供するだけでなく、大都市特有の行政需要に的確に対応するとともに、圏域の中心都市として、当圏域ひいては国全体の発展をけん引していくことが期待されており、都市の能力と役割に見合う権限・税財源が必要である。

(特別市の創設)

現行の指定都市制度は、65年以上前に、暫定的に導入されたものであり、指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度とはなっておらず、コロナ禍においても、指定都市のポテンシャルを十分に発揮できない事例が確認されたところである。

また、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行された一方で、従来から提案している「特別市」制度に関しては、第30次地方制度調査会答申で検討の意義が認められたものの、その後10年以上が経過しており、未だ法的整備はされておらず、均衡の取れた大都市制度とはなっていない。

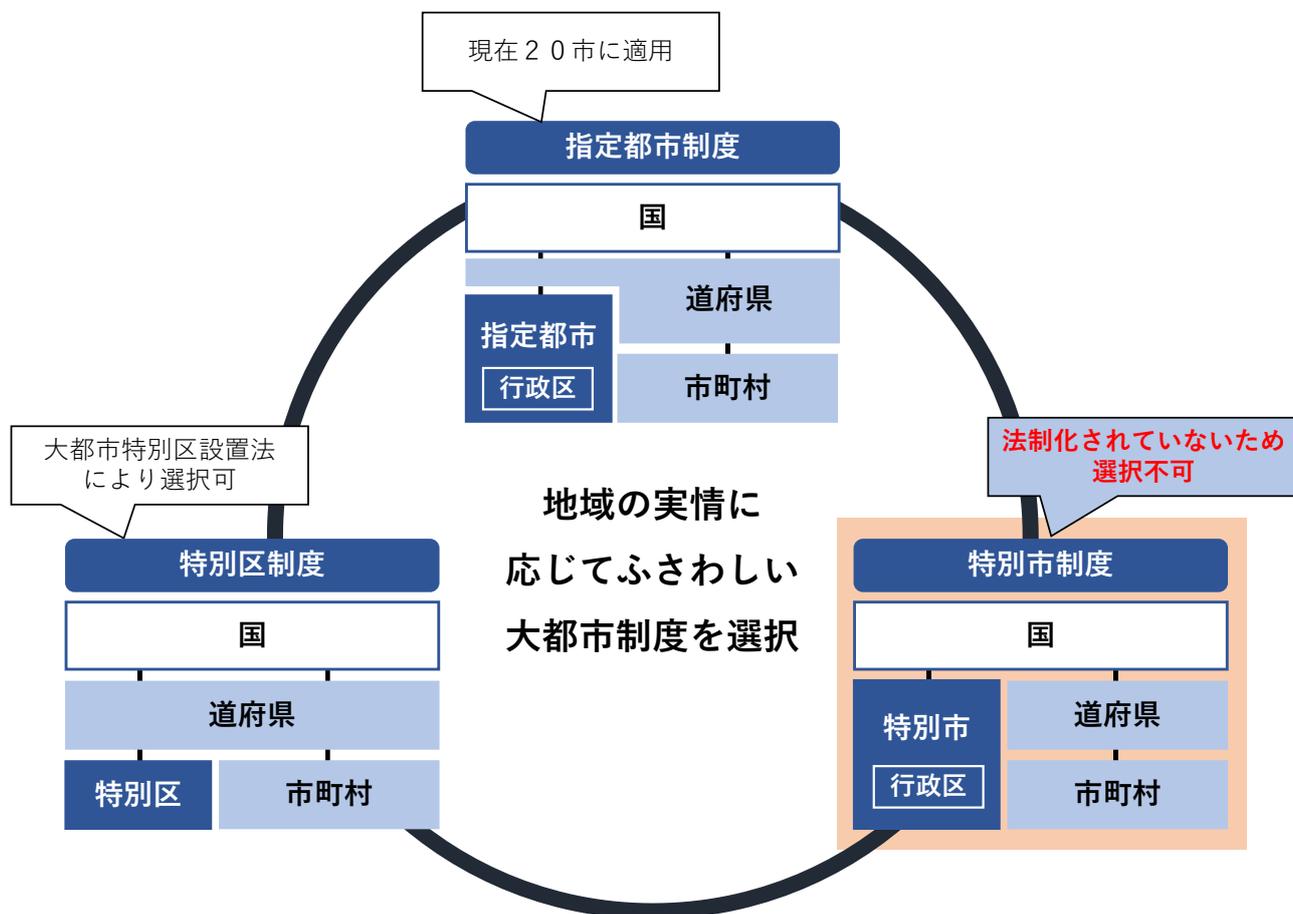
自らの責任と権限、財源に基づく総合的・一体的な市政運営を可能とするため、大都市制度について、次期地方制度調査会において調査審議が行われるよう図るなど議論を加速させ、「特別市」を早期に実現すべきである。

(大都市税源の拡充強化)

新たな大都市制度が創設されるまでの間、指定都市が大都市特有の財政需要や、道府県に代わって行政サービスを提供する事務配分の特例に対応し、自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、国・道府県からの個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る複数税目の税源移譲により大都市税源の拡充強化を図るべきである。

また、新たに国・道府県から事務・権限が指定都市へ移譲される場合に必要な財源についても、指定都市へ税制上の措置を講ずるべきである。

特別市制度の創設



大都市税源の拡充強化の必要性

大都市特有の財政需要による高い歳出水準

- ・ 法人需要への対応、都市インフラの整備・維持、都市的課題などへの対応に要する経費

大都市特例事務に係る税制上の措置不足

- ・ 県から移譲された特例事務に係る経費に対する税制上の措置不足

税源移譲により大都市税源の拡充強化が必要

4 アジア競技大会及びアジアパラ競技大会の開催に対する支援

(文部科学省始め関係省庁)

【提案内容】

- ・ 第20回アジア競技大会、第5回アジアパラ競技大会の開催を国の主要施策として明確に位置付け、大会の成功に向けてオールジャパンで積極的に推進していくこと。
- ・ 厳しい状況にある大会経費のうち、物価の高騰など社会経済状況の変動等による増額分について、国において必要となる支援を行うこと。
- ・ アジアパラ競技大会は、その開催を通じて多様性を尊重し合う共生社会の実現に貢献する極めて重要な社会的意義があることを踏まえ、大会経費を国が支援すること。
(東京2020パラリンピック:国1/4負担)
- ・ スポーツ振興くじ助成金について、アジア・アジアパラ競技大会の開催意義を踏まえ、競技会場の整備・改修や大会の準備・運営を幅広く対象とする新たな助成メニューを創設するなど、積極的な支援を行うこと。
- ・ 競技会場などは、施設を活用した魅力ある地域づくりや大会レガシーとして、将来にわたり活用していく重要な役割を担うことを踏まえ、その整備・改修に対して支援を行うこと。
- ・ 各種公営競技における本大会を協賛するレースの開催や、その収益を活用した補助事業に本大会を支援する補助メニューを追加・拡充するなど、大会開催経費の確保に向けた支援を行うこと。
- ・ 大会の開催意義を積極的に発信して機運醸成を図り、組織委員会や開催都市と協力して、広く民間からの支援の獲得に取り組むこと。
- ・ 大規模な国際総合スポーツ大会であるアジア・アジアパラ競技大会は、選手団の出入国、輸送・交通、セキュリティ(安全確保)など、大会の準備・運営に係る分野が多岐にわたることから、組織委員会に対し、国職員等を派遣するとともに、関係省庁における各種手続や認定等、国をあげた連携・支援体制を構築すること。
- ・ 組織委員会に対する寄附金について、法人税法上の指定寄附金及び所得税法上の特定寄附金として指定すること。
- ・ 両大会で活躍できる選手の育成に努めること。

<提案の背景>

第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会は、アジア最大のスポーツの祭典であり、スポーツの振興はもとより、国際交流や産業技術、文化等各方面にわ

たり、日本全国に大きな波及効果をもたらすとともに、多様性を尊重し合う共生社会の実現にも大きく寄与する大会である。

(アジア競技大会及びアジアパラ競技大会の開催に対する支援)

アジア・アジアパラ競技大会の全ての競技の決定、スポンサーセールスの開始など、両大会の本格的な準備が始まる中、両大会の開催を国の主要施策として明確に位置付け、大会の成功に向けてオールジャパンで積極的に推進することが必要である。

本市及び愛知県は開催都市として、簡素で質素かつ機能的で合理的な大会となるよう取り組んでいくが、競技会場の整備・改修や大会の準備・運営、輸送対策には多額の経費を要し、建設資材や人件費の高騰、歴史的な円安など一地域では如何ともし難い社会経済状況の変動等により、大会経費が厳しい状況にあることから、大会経費の確保に向けた国の支援が必要である。

また、両大会を成功に導くためには、国とのさらなる連携強化が必要であり、組織委員会に対し、国職員等を派遣するとともに、関係省庁における各種手続や認定等、国をあげた連携・支援体制を構築することが必要である。

さらに、パリ2024オリンピック・パラリンピック以降も引き続き、両大会で日本人選手が活躍できるよう必要な予算を確保し、選手育成に努めることが必要である。

第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)開催概要

〈開催期間〉2026年9月19日から10月4日まで
〈実施競技〉41競技
〈参加国〉45の国と地域
〈参加者数〉選手団(選手・チーム役員)最大1万5千人



第5回アジアパラ競技大会(2026/愛知・名古屋)開催概要

〈開催期間〉2026年10月18日から10月24日まで
〈実施競技〉18競技
〈参加国〉45の国と地域
〈参加者数〉選手団(選手・チーム役員)3千6百人から4千人



名古屋市瑞穂公園陸上競技場
(両大会メイン会場予定)
改築後イメージ図

5 リニア中央新幹線開業に向けた都市機能の強化

(国土交通省)

【提案内容】

(1)名古屋駅のスーパーターミナル化の推進

- ・「日本中央回廊」の形成による効果の最大化と広域的拡大を図るため、アクセス性の向上・総合交通結節機能の強化など名古屋駅のスーパーターミナル化に向けた取組みについて、社会資本整備の重点施策として強力に推進すること。
- ・整備には相当規模の投資が必要であるため、国家的プロジェクトとして、国際競争拠点都市整備事業等により、重点的な財政措置を講ずること。

(2)リニア中央新幹線名古屋駅と高速道路とのアクセス性向上に対する支援

- ・名古屋駅と高速道路とのアクセス性向上を図るため、高速道路出入口及び渡り線の整備を早期に行う必要があることから、有料道路事業としての必要な財政支援を行うこと。

<提案の背景>

リニア中央新幹線の開業による「日本中央回廊」の形成がもたらす効果を最大限に発揮させるためには、名古屋駅の乗換利便性の向上や都市機能強化が必要である。

(名古屋駅のスーパーターミナル化の推進)

世界的なものづくり圏域の中心に位置する名古屋駅のスーパーターミナル化は、「日本中央回廊」形成の効果を広域的に拡大し、我が国の国際競争力強化へ繋げていくものであり、また、リニア中央新幹線と東海道新幹線との二重系化による国土強靱化の加速化に資するものである。さらに、新たな人の流れや地域間の交流を支え、持続可能な地域社会の形成や経済成長の基盤となる事業である。

現在、リニア中央新幹線名古屋駅においては、全5工区で全面的に工事が展開されている。

本市においてもまちに開かれた「ウォーカブルな広場」の整備に向けて、名古屋駅東側駅前広場では本格的に工事を進め、西側駅前広場でも、まずは平面レベルの整備について、アジア・アジアパラ競技大会に向けて、本格的な工事に着手する。また、名鉄名駅再開発計画など民間プロジェクトとの連携や支援など、名古屋駅エリア全体における都市機能の強化や防災性の高い空間の確保、まちなにぎわい創出及び歩行者アクセスの改善などにも鋭意取り組んでいる。

名古屋駅のスーパーターミナル化に向けた整備には相当規模の投資が必要であり、

「リニア関連名古屋駅周辺地区まちづくり基金」や国際競争拠点都市整備事業を始めとした補助制度の活用によって財源確保に取り組んでいる。

「日本中央回廊」形成の効果を最大限発揮させるためには、そのゲートウェイである名古屋駅のスーパーターミナル化を社会資本整備の重点施策として推進することが不可欠であり、今後も時機を失することなくスピード感をもち、名古屋駅の交通結節性や災害レジリエンスの強化を推進していくため、重点的な予算配分など、特別な財政措置を講ずる必要がある。

(リニア中央新幹線名古屋駅と高速道路とのアクセス性向上に対する支援)

名古屋高速道路の名古屋駅周辺のランプは、栄・伏見地区を向いた出口配置であり、名古屋駅へ向かうにはUターンや迂回を伴う利用となっている。また、都心環状線の合流部等では朝夕を中心に渋滞が発生している。さらに、再開発の進展などにより交通量の増大が見込まれている。

これらに対応し、リニア中央新幹線の速達性の効果を広域的に波及させるためには、高速道路出入口及び渡り線を追加し、名古屋駅と高速道路とのアクセス性向上を図る必要があることから、新黄金出入口、新洲崎出入口、栄出入口及び丸田町JCT西渡り線・南渡り線の早期整備を図るため、無利子貸付金など有料道路事業としての財政的な支援が必要である。

「日本中央回廊」の形成

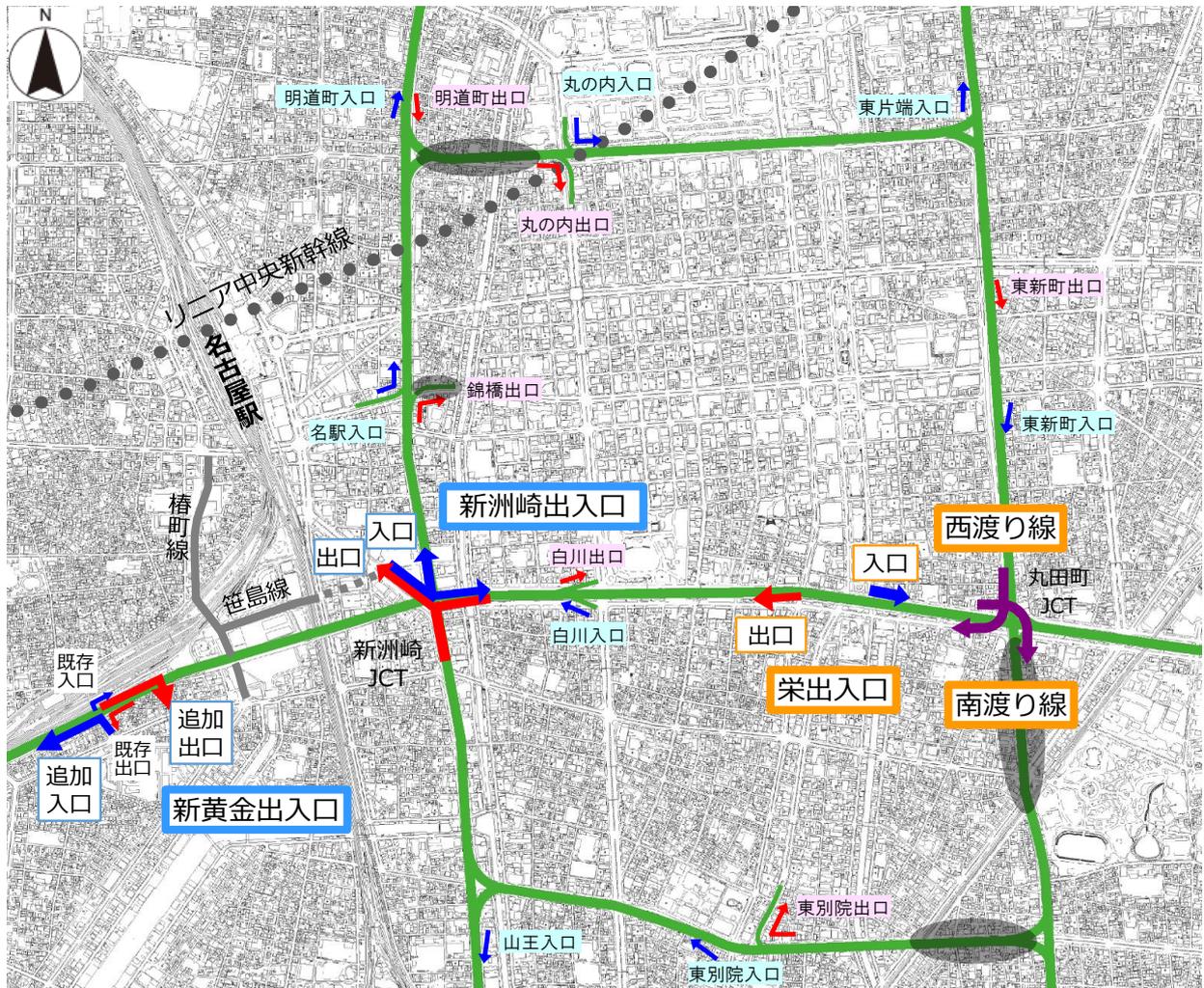
■日本中央回廊の特徴

- 時間短縮効果によって三大都市圏が一つの都市圏に
- 世界に類を見ない魅力的な経済集積圏域の形成
- 全国各地との交流の活発化



名古屋駅と高速道路とのアクセス性向上

- ・新黄金出入口の新設による駅西側とのアクセス強化、新洲崎出入口の新設による駅東方面とのアクセス性向上を図る。
- ・名古屋駅周辺の改善だけでなく、栄出入口の新設並びに丸田町JCTにおける西渡り線及び南渡り線追加により、都心環状線の渋滞解消、名古屋駅へのよりスムーズなアクセス性向上、名古屋駅から中部国際空港を始めとする南方面へのアクセス性向上及び都心部における自動車の集中緩和を図る。



(注) 出入口の名称については仮称

● : 渋滞箇所

6 地域強靱化に向けた防災対策

(内閣官房、内閣府、総務省、国土交通省)

【提案内容】

(1) 災害に強いまちづくり

ア 震災対策

- ・ 緊急輸送道路や避難路を確保するため、橋りょうの耐震対策、電線類の地中化及び道路の整備に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 河川管理施設の耐震対策、名古屋港防災施設の機能強化に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 地震災害時に避難場所や復旧・復興拠点となる公園の整備に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 上下水道の耐震対策に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 地下鉄構造物の耐震対策に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 建築物の耐震対策や市設建築物の天井脱落対策に必要な財政措置を講ずること。

イ 豪雨対策

- ・ 治水上重要な国直轄河川庄内川を始め、愛知県管理河川の改修等さらなる治水安全度の向上のため、一層の整備を図ること。特に庄内川の枇杷島狭さく部においては、JR新幹線橋りょう、JR東海道本線橋りょうの架替えに早期着工すること。
- ・ 堀川、山崎川、戸田川等の本市管理河川の改修事業、下水道の浸水対策事業の推進に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 樹木・堆積土砂による洪水氾濫を防止するため、必要な財政措置を講ずること。

(2) 災害対応力の向上

- ・ 帰宅困難者を一時的に受け入れる滞在施設を確保するため、必要な支援策を講ずること。
- ・ 名古屋を始めとする、中部圏の災害対策機能の強化を図るため、基幹となる広域防災拠点として名古屋港の早期整備を行うとともに、名古屋空港隣接地に愛知県が整備を進めている愛知県基幹的広域防災拠点について、早期整備に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 水防法改正に伴う想定し得る最大規模の浸水想定区域等を踏まえた避難体制等の充実・強化を図るため、必要な支援策を講ずること。
- ・ 下水道基幹施設の耐水化及び非常用電源確保に対し、必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

本市は世界有数のものづくりの中核圏域である名古屋大都市圏の中心都市であり、多くの人口や都市機能が集積するとともに、道路、鉄道、港湾など各種交通の要衝となっている。一方、本市西南部には海拔ゼロメートル地帯が広がるなど、地震災害や風水害等の大規模自然災害に対する脆弱性を有している。

本市では、国土強靱化基本法に基づく「名古屋市地域強靱化計画」のアクションプランとして、令和6年度からの5か年を計画期間とする新たな「名古屋市災害対策実施計画」を策定し、防災・減災対策を迅速かつ着実に推進しているところである。

また、国においては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に続き、今後「国土強靱化実施中期計画」が策定されることを踏まえ、国土強靱化の推進に向けた継続的な支援が必要である。

(災害に強いまちづくり)

[震災対策]

南海トラフ巨大地震などの大規模地震に備え、救助や避難の円滑化、ライフラインの確保などのため、道路、河川、港湾、公園等の都市インフラの防災機能を強化する必要がある。また、死傷者数や経済的な被害を減らすため、民間建築物、市営住宅始め市設建築物の早期の耐震対策や市設建築物における天井脱落対策が必要である。さらに、令和6年能登半島地震において、上下水道施設が被災し、市民生活等への影響が広範囲かつ長期間に及んだことを踏まえ、上下水道一体となった耐震対策が必要である。

[豪雨対策]

国県市では、これまでも一定の治水安全度の向上を図ってきたが、近年頻発化・激甚化する豪雨に対し、「流域治水」の考え方に基づく、事前防災・減災対策の加速化が求められている。国直轄河川庄内川では、特に枇杷島狭さく部における特定構造物改築事業について、県道枇杷島橋の架替えの早期完成を目指すとともに、JR新幹線橋りょう、JR東海道本線橋りょうの架替えにも早期着工する必要がある。また、愛知県管理河川の改修事業を推進するとともに、本市管理河川の改修事業や下水道の浸水対策事業を推進し、災害に強いまちづくりを着実に進めていく必要がある。

については、緊急浚渫推進事業債の制度延長など、必要な財源を継続的に確保する必要がある。

(災害対応力の向上)

都心部における駅周辺の帰宅困難者を一時的に受け入れる滞在施設を確保するため、施設に係る固定資産税の軽減措置を講ずるとともに、施設管理者に損害賠償責任が及ばない制度の創設等の支援策を講ずる必要がある。

また、広域にわたる大規模災害時に、基幹となる広域防災拠点として、名古屋港については国による早期の整備を行う必要があるとともに、名古屋空港隣接地に愛知県が整備を進めている愛知県基幹的広域防災拠点については、早期整備に必要な財政措置を講ずる必要がある。

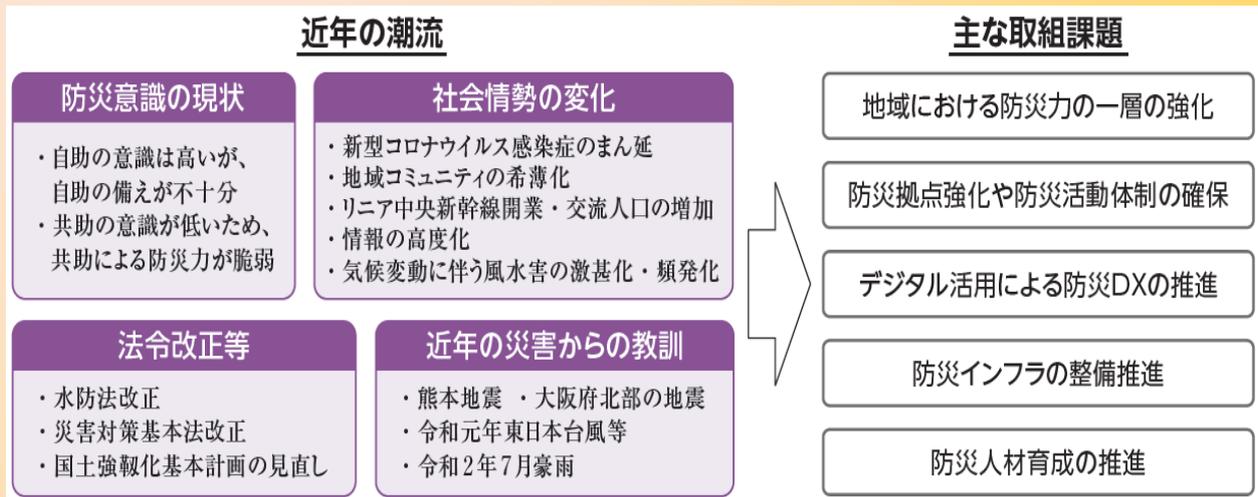
さらに、水防法改正に伴い公表された想定し得る最大規模の浸水想定区域等を踏まえた市民の避難対策等を推進する必要がある。

下水道基幹施設については災害時にも下水道機能を確保するための耐水化や、非常用電源確保の対策を着実に推進する必要がある。

名古屋市災害対策実施計画（令和6年3月策定）

■計画の目的（計画年度 令和6年度～令和10年度）

市民の防災意識の現状、社会情勢の変化、関係法令の改正など近年の潮流・課題を捉えながら、「**防災の日常化による災害に強いまちづくり**」を念頭に、本市の災害対策をハード・ソフト両面から総合的かつ計画的に推進するため、新たな災害対策実施計画を策定

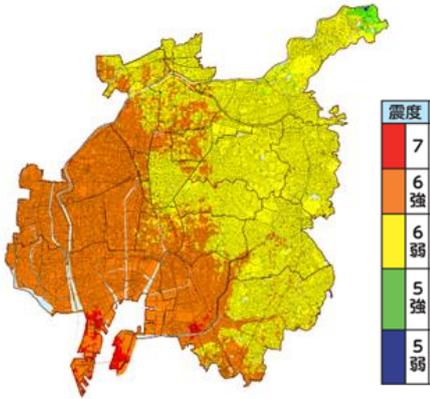


■計画目標（関連部分）

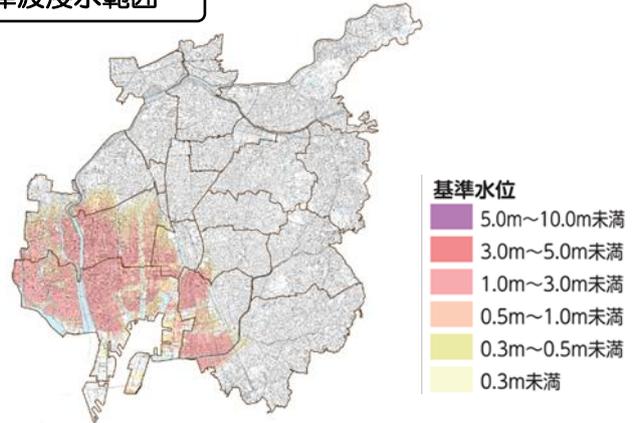
主 な 指 標	現 状 (令和5年度末)	目 標 (令和10年度末)
耐震補強完了橋りょう数	事業中5橋	17橋
耐震改築完了橋りょう数	事業中3橋	3橋
緊急輸送道路における電線類の地中化着手延長（累計）	95.9 km	107.4 km
緊急輸送道路等の事業実施延長	11.2 km	13.5 km（累計）
堀川の整備率（63mm/h 降雨対応率）	48%	57%
避難地として計画された公園（186公園）の整備済み箇所数（累計）	事業実施10公園 完了163公園	事業実施12公園 (令和6～10年度) 完了165公園
「名古屋市上下水道経営プラン 2028」における配水管の耐震化延長	510km (令和元～5年度)	510km (令和6～10年度)
「名古屋市上下水道経営プラン 2028」における下水管の耐震化延長	225km (令和元～5年度)	225km (令和6～10年度)
「名古屋市建築物耐震改修促進計画 2030」における住宅の耐震化率	92% (令和2年度末)	97% (令和12年度末)
民間再開発事業による帰宅困難者収容施設・備蓄倉庫等の導入地区数（累計）	12地区	13地区

南海トラフ巨大地震の被害想定（あらゆる可能性を考慮した最大クラス）

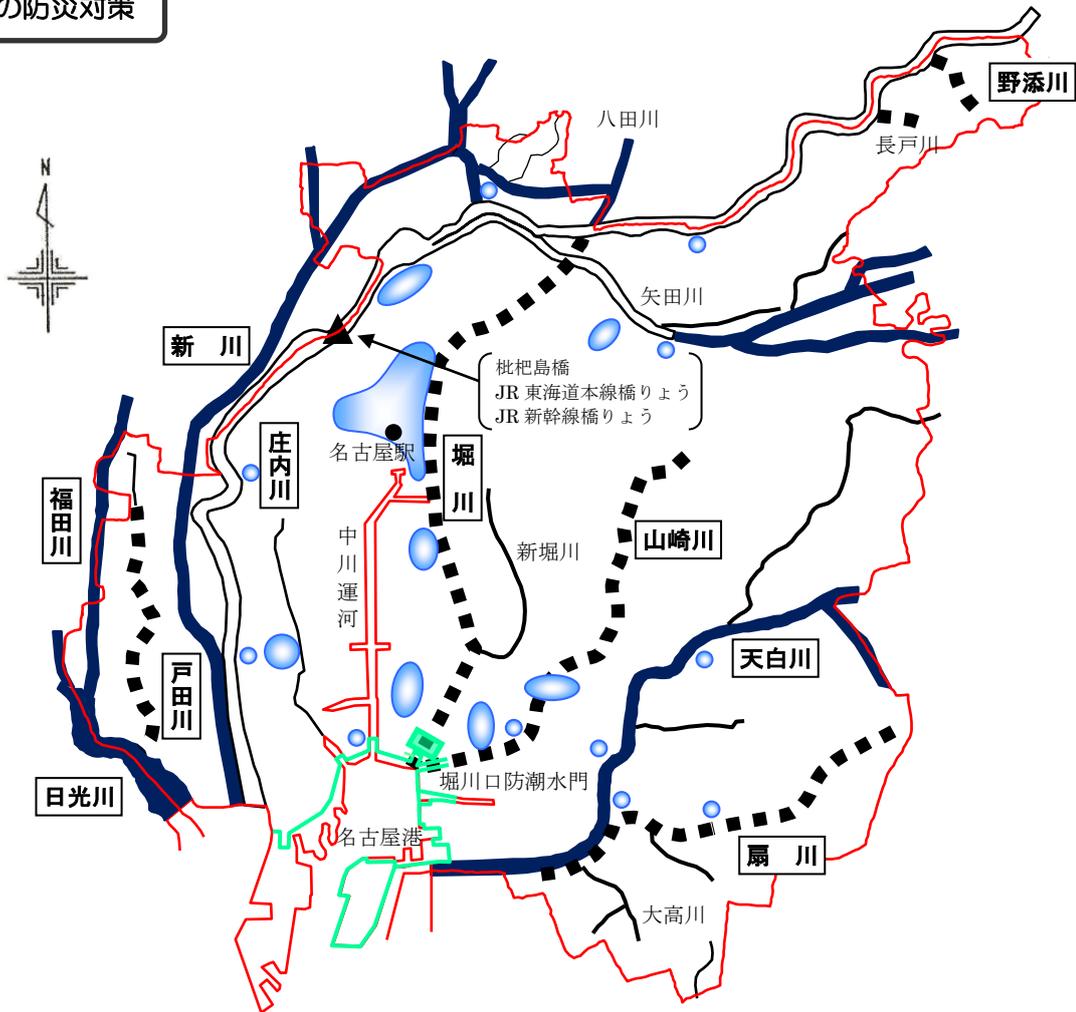
震度分布



津波浸水範囲



名古屋市内の防災対策



凡		例	
	国直轄河川 (▲は枇杷島地区特定構造物改築事業)		下水道の浸水対策事業
	県管理河川		海岸保全施設（防潮壁等）
	広域河川		

※提案内容より治水・港湾事業を中心に抜粋

7 施設の老朽化対策等

(文部科学省、農林水産省、国土交通省)

【提案内容】

- (1)公共土木施設**
- ・道路施設、河川管理施設、公園施設、上下水道施設、港湾施設などの機能を将来にわたり計画的・効率的に維持するための老朽化対策について、必要な財政措置を講ずること。
- (2)市設建築物**
- ・義務教育施設や市営住宅、中央卸売市場などの市設建築物の機能を将来にわたり計画的・効率的に維持するための老朽化対策等について、必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

本市の保有する道路・河川・公園・上下水道などの公共土木施設は昭和30年代から、学校・市営住宅・中央卸売市場などの市設建築物は昭和40年代から60年代を中心に、集中的に整備されてきており、経過年数の増加に伴う修繕、改修、改築などが必要となる施設の増加が見込まれている。

今後も人口減少や人口構造の変化などを踏まえて、公共施設を健全な状態に保ち、安心・安全で適切なサービスを継続的に提供していくためには、施設の長寿命化による経費の抑制と平準化とともに、市設建築物について、保有資産量の適正化を図る必要がある。

(公共土木施設)

道路橋、横断歩道橋、道路舗装、道路照明などについては、維持管理計画に基づく点検結果を活かした「予防保全型維持管理」を推進している。今後も適切な維持管理を持続的に実施するため、十分かつ継続的な財政措置が必要である。

河川のポンプ施設については、維持管理計画に基づいた整備・更新を今後も持続的に推進していくため、十分な財源の継続的な確保を図るとともに、交付金対象に小規模な河川排水機場等を加えるなど要件緩和を行い、さらなる制度の拡充が必要である。

公園施設については、公園施設長寿命化計画に基づいた施設更新を進めるために、十分かつ継続的な財源の確保を図るとともに、建築物及び公園橋の点検・修繕等にも財政措置を講ずるなど、さらなる制度の拡充が必要である。

上下水道施設については、都市機能が集積する本市で老朽化により機能が停止した場合、市民生活や経済活動に重大な影響を及ぼすことから、水道施設では浄水場等の基幹施設や配水本管の更新に財政措置が必要である。また、下水道施設では老朽化した施設の改築に併せて省エネ機器の導入による脱炭素化や耐震性向上など、機能向上を図る改築を実施しており、十分かつ継続的な財政措置が必要である。

港湾施設については、予防保全の観点から計画的な維持管理に取り組むため、引き

続き財政措置が必要である。

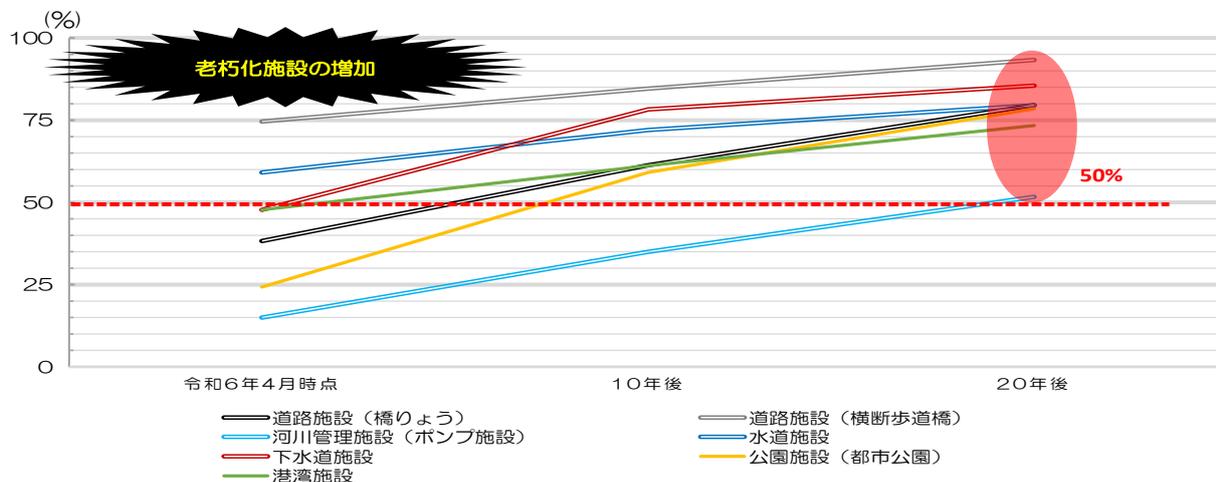
(市設建築物)

義務教育施設などについて、本市においては、築40年を経過した校舎等が7割を超えており、「名古屋市学校施設リフレッシュプラン」に基づき、経費の抑制と平準化を図りつつ、施設の長寿命化に取り組むとともに、トイレ改修や空調設備の整備等により、児童生徒の安心・安全・快適な学校生活の確保に努めている。計画的な改修を推進していくため、十分な財源の継続的な確保を図るとともに、補助単価の引上げや、新增築の際に最大3年先の学級数で補助資格を算定することができる制度の改善のほか、施設のバリアフリー化の促進、小中学校の統合に係る校舎の新築整備、国の示す「新しい時代の学びを実現する学校施設」の整備に対する制度の充実が必要である。

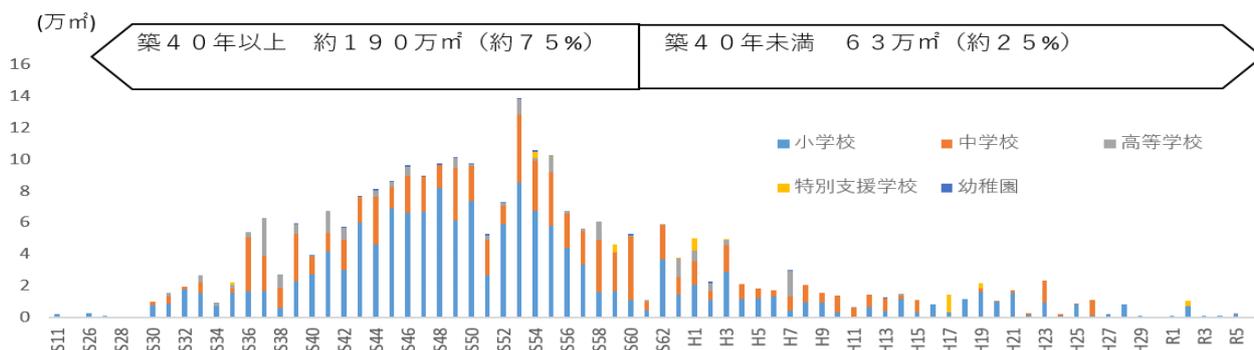
また、市営住宅についても、築40年を経過した住宅の管理戸数が5割を超えており、「名古屋市営住宅等アセットマネジメント実施方針」に基づき、持続可能で安定的な管理運営を行うとともに、住宅ストックの長寿命化を進めている。長寿命化に資する維持管理や改善を計画的に推進していくため、十分な財源の継続的な確保が必要である。

さらに、中央卸売市場については、国が推奨する品質・衛生管理の高度化や物流機能の強化等を踏まえ、温度管理機能の充実や有蓋化といった機能向上に係る整備を進めるため、十分な財政措置が必要である。

建設後50年以上経過する公共土木施設の割合



義務教育施設等の建築年度別の延べ床面積



8 安心して生活できる医療体制の充実

(厚生労働省)

【提案内容】

(1) 粒子線がん治療の推進

- ・陽子線を含む粒子線がん治療について、患者の経済的負担を軽減するため、適応となる全ての治療に対して早期に健康保険を適用すること。また、健康保険が適用されるまでの間は先進医療としての取扱いを維持すること。

(2) 地域医療体制の確保

- ・救急医療や小児・周産期医療など地域医療体制が維持できるよう、診療報酬の充実や運営費助成の拡充を図ること。

<提案の背景>

安全で安心して暮らせるまちを実現するため、医療体制の充実について、緊急かつ抜本的な対応が求められている。

(粒子線がん治療の推進)

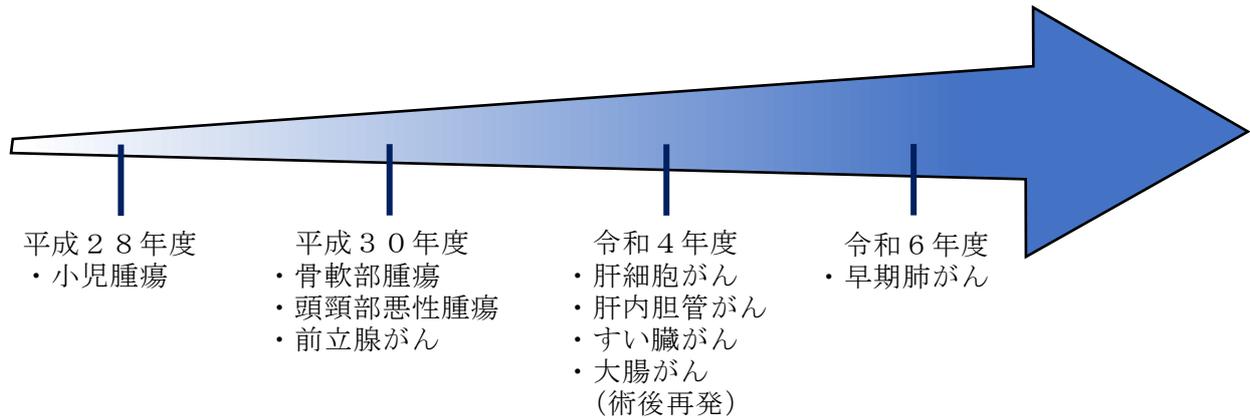
これまでの診療報酬改定によって前立腺がん、肝細胞がん、早期肺がんなどに対する陽子線治療等、一部の粒子線がん治療に対し健康保険が適用された。陽子線を含む粒子線がん治療は、患者の経済的負担が大きいことから、誰もが正しく治療を受けられるよう、適応となる全ての治療に対して早期に健康保険を適用すべきである。また、健康保険が適用されるまでの間は先進医療としての取扱いを維持すべきである。

(地域医療体制の確保)

救急医療、小児医療や周産期医療などの地域医療については、医療機関にとって不採算であり、医師を始めとする医療従事者の負担が大きい上に、さらに令和6年4月から医師の働き方改革による時間外労働の上限が適用されたことにより、医療機関での体制確保がますます難しくなっていくことが見込まれる。

本市では、救急医療などの地域医療体制を確保するため、医療機関への補助を行っているが、今後も引き続き、地域医療体制を維持していくためには、国においても診療報酬のさらなる充実や運営費助成の拡充を図るべきである。

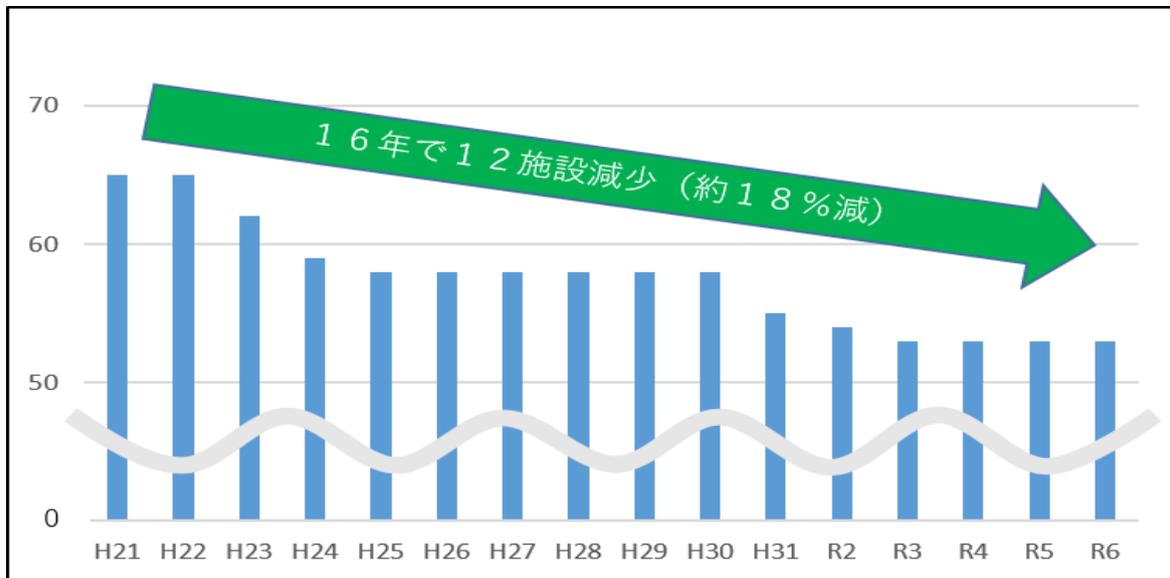
陽子線がん治療における健康保険適用の推移



適応となる全ての治療に対して
早期に健康保険を適用すること

二次救急医療体制参加病院数の推移と救急医療体制への影響

<二次救急医療体制参加病院数の推移>



※平成21年度に小児科二次救急医療体制を再編し、現在の体制へ移行

さらに、医師の働き方改革及び高齢化による救急需要の増加により、
救急医療体制の確保が困難になると見込まれる。

診療報酬のさらなる充実及び運営費助成の拡充が必要

9 子どもの健やかな育ちの支援

(こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省)

【提案内容】

(1)自治体の創意工夫に応じた少子化への対応

- ・地域の实情に応じた取組みを推進するため、地域少子化対策重点推進交付金の上限額引上げや対象事業の拡充など、財源措置を講ずること。

(2)福祉・保健・教育の連携による子どもや家庭への支援の推進

- ・「こども家庭センター」を教育分野との連携強化も重視した制度とし、分野を超えた情報連携の整備に必要な財政措置を講ずること。
- ・「こども家庭センター」において、支援を担う専門性の高い人材を安定的かつ継続的に確保するため、さらなる財政措置を講ずること。

(3)安定的な保育の受け皿確保の推進

- ・適切な保育環境を備えた保育の受け皿を安定的に確保できるよう、賃借料加算の単価を引き上げるなどの拡充を図ること。

(4)発達に課題のある子どもへの早期発達支援の強化

- ・発達障害の診療に係る診療報酬を充実させること。
- ・児童発達支援センターに附設する診療所の整備について補助制度を創設するとともに、センターが地域における障害児支援の中核的な役割を担うために必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

本市では、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指しており、さらなる次世代育成支援策を推進していくためにも、大都市特有の状況に応じた国からの支援が必要である。

(自治体の創意工夫に応じた少子化への対応)

本市では、子ども、若者、子育て家庭を支援するとともに、子育てしやすい社会環境づくり及び社会機運の醸成等を進めるため、「子どもの未来全力応援」として事業を取りまとめ、少子化への対応を全市一丸となっていて行っている。

自治体の創意工夫による少子化への対応をさらに推進するため、交付金の上限額引上げや補助対象事業の拡充、継続的活用に向けた財源措置が必要である。

(福祉・保健・教育の連携による子どもや家庭への支援の推進)

周囲からリスクや支援ニーズが見えにくく、困難な状況にある子どもや家庭を早期

に把握し、関係機関が連携して適切な支援につなげていくためには、こども家庭センターにおける乳幼児期を中心とした福祉と保健の連携のみならず、学齢期の子どもに対する学校との連携強化も不可欠であるが、個人情報や共有する情報の充実が課題となっており、情報共有に係る法的整備を進めるとともに、情報連携の整備に向けた財政措置が必要である。

また、専門職の人材ニーズが高まる中、こども家庭センターにおいて効果的な支援を実施するため、配置基準で定めるような専門性の高い人材を安定的かつ継続的に確保できるようにする必要がある。

(安定的な保育の受け皿確保の推進)

本市における国の調査要領に基づく待機児童数は、令和6年4月1日現在において11年連続で0人を実現しており、また、近年は利用申込児童数の伸びが鈍化傾向にある。一方で、賃貸物件を活用し整備した保育所の定員は1.1万人で、民間保育所等の4分の1を占めている。今後、民間保育所等の新設整備などの「量の拡大」から「質の向上」へ子育て支援の重点をシフトしていくためには、既存施設の安定的な運営を担保することによる利用枠の「必要量の維持」が必要である。

そのためには、賃借料に係る支援について、公定価格の賃借料加算の単価を引き上げるとともに、指定都市の単価の適用区分を都道府県と別に定めることにより、より実勢に適合した単価とすべきである。加えて、賃借料が公定価格の賃借料加算額と著しく乖離する場合の補助について、開設年度に限り緩和された補助要件を開設2年目以降も同様の取扱いとすべきである。

(発達に課題のある子どもへの早期発達支援の強化)

障害や発達に課題がある子どもの早期発見・早期支援やインクルージョンを推進することは、虐待予防や就学後の不登校の防止等への効果も期待されるため、本市では子ども発達支援の中核施設として児童発達支援センターと診療所を併設した地域療育センターを5か所設置している。しかしながら、初診待機期間が長期化していることから、令和4年度児童福祉法の改正に先駆けて地域支援部門の設置を進め、初診前における相談や地域の保育所等への訪問支援を実施するとともに、名古屋市立大学に「こころの発達医学寄附講座」を設置し、発達障害の診療を担う人材の育成及び地域の発達障害診療ネットワークの構築を進めているところである。

発達障害診療を始めとした子どもの発達支援体制を強化していくためには、発達障害（神経発達症）に根本的な治療法が確立されておらず、慢性的な疾患であるという特徴がみられることから、切れ目のない支援や福祉・教育など多職種連携の重要性を考慮した、小児特定疾患カウンセリング料に係る加算の拡充や学校と連携した場合の加算の創設など、診療報酬のさらなる充実が必要である。

また、児童発達支援センターに附設する診療所の整備について補助制度を創設するとともに、同センターが安定的に地域における障害児支援の中核的な役割を担うためには、新たな財政支援が必要である。

自治体の創意工夫に応じた少子化への対応

地域少子化対策重点推進交付金

結婚に対する取り組み
子育て等に温かい社会づくり・機運の醸成の取り組み
結婚新生活支援

➡ 対象事業の拡充

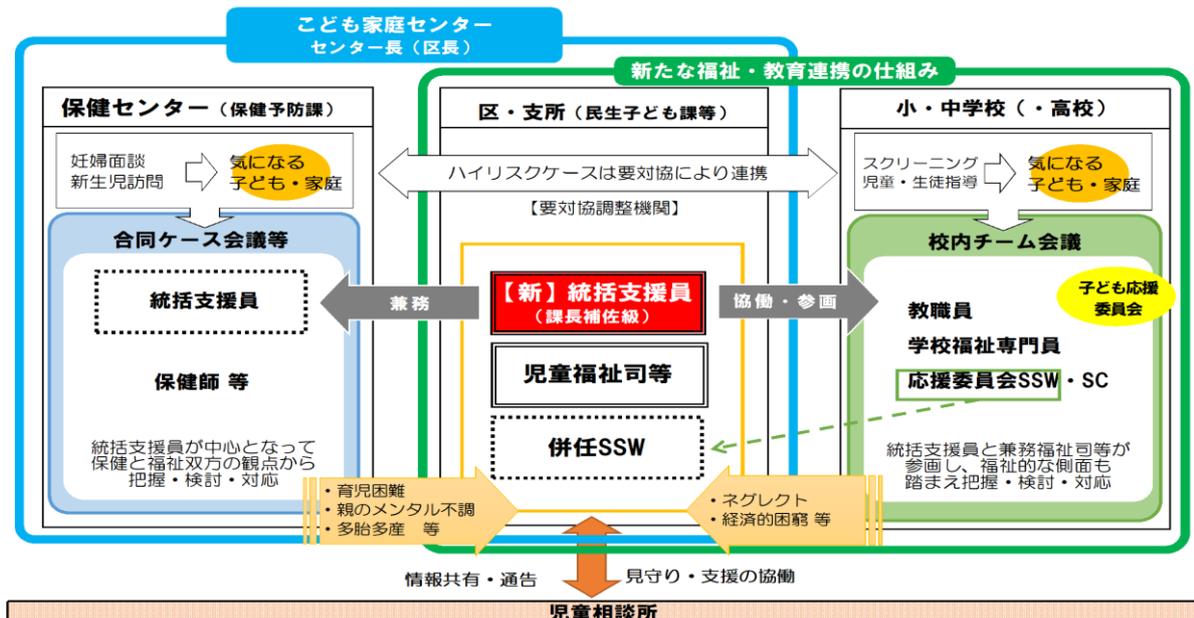
補助基準額(令和6年度当初予算)

区分		基準額
都道府県事業		66,666千円
市町村事業	政令指定都市 中核市 特別区	20,000千円
	上記以外	10,000千円

自治体の規模に応じた基準額(上限額)の拡充により、さらなる少子化対策の推進につながる

福祉・保健・教育の連携による子どもや家庭への支援の推進

(名古屋版) こども家庭センター ～福祉・保健・教育のさらなる連携～



安定的な保育の受け皿確保の推進

運営期間における公定価格の賃借料加算の拡充に係る提案

(月額・千円)

定員60人・賃借料月額1,000（令和2年度以降本市補助基準額）の場合						
現 状	国 114 (1/2)	県 57 (1/4)	市 57 (1/4)	国 386 (1/2)	市 193 (1/4)	法人負担 193
	公定価格の賃借料加算 228 (c地域 単価 @3.8)			都市部における保育所等への賃借料支援事業 579 (賃借料-賃借料加算)×3/4		

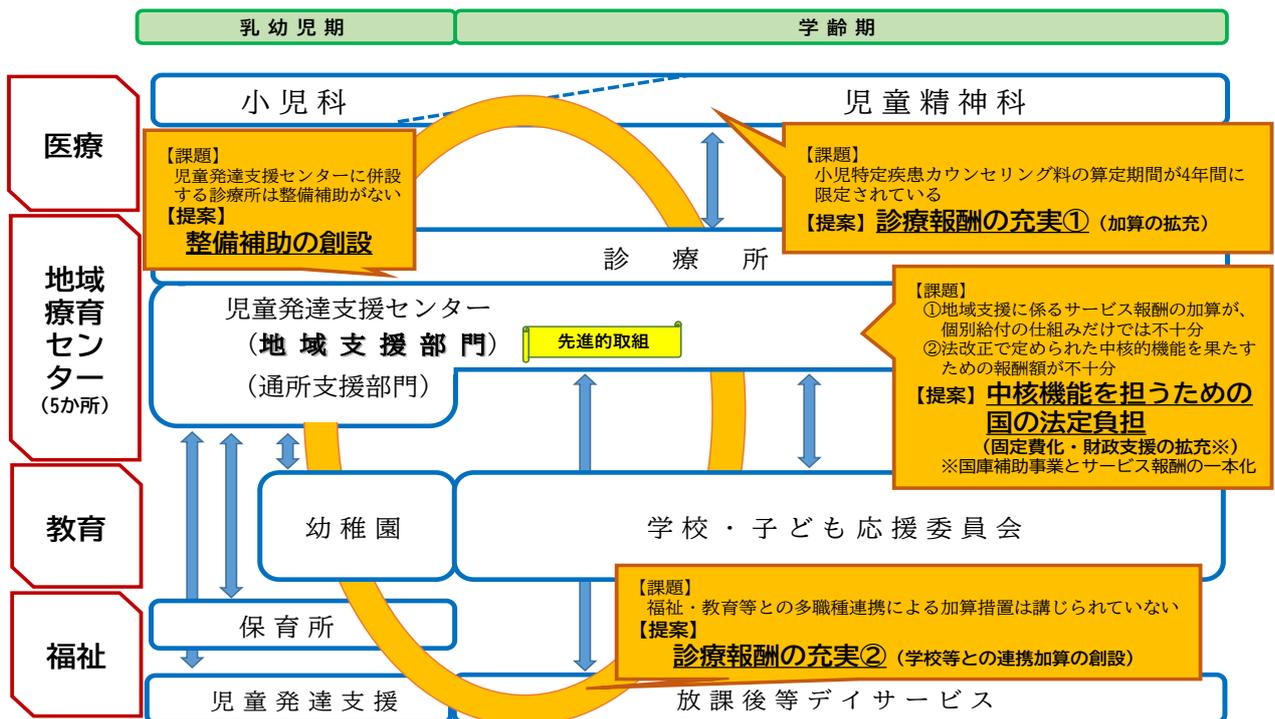
「都市部における保育所等への賃借料支援事業」
 建物賃借料が公定価格の賃借料加算の2倍を上回る場合、開設初年度に限り補助対象とされているが、安定的な運営のため開設2年目以降も補助対象となるよう事業の拡充が必要。

(月額・千円)

定員60人・賃借料月額1,000（令和2年度以降本市補助基準額）の場合						
提 案 内 容	国 403 (1/2)	県 202 (1/4)	市 202 (1/4)	国 403 (1/2)	市 202 (1/4)	法人負担 193
	公定価格の賃借料加算807			(a地域単価適用 (@8.1) + 単価増額 = @13.45)		

発達に課題のある子どもへの早期発達支援の強化

発達障害児支援の全体像と初診待機の解消に向けた提案



10 教育行政の充実

(こども家庭庁、文部科学省)

【提案内容】

(1)子ども中心の学びの推進

- ・本市の目指す学びの考えを示した「ナゴヤ学びのコンパス」の実現に向け、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実による授業改善をさらに推進していくため、財政措置などの支援策を講ずること。
- ・すべての子どもたちに対し、体系的・系統的なキャリア教育を持続的に推進するため、必要な財政措置などの支援策を講ずること。

(2)「なごや子ども応援委員会」の支援

- ・専門職員を常勤で置く「なごや子ども応援委員会」制度をモデルとした事業が全国的に展開されるよう、より一層の財政措置及び専門家養成に係る措置を講ずること。
- ・スクールカウンセラー等の法的な位置付けを明確にすること。

(3)教職員定数の充実改善及び外部人材の活用

- ・日本語指導等の配置及び養護教諭の複数配置に係る基準の緩和や、教科担任制のための加配定数に係る対象教科の拡大を実施すること。
- ・本市が先進的に取り組んでいる校内の教室以外の居場所づくり、夜間中学及び統合支援に係る加配定数について、必要数を措置すること。
- ・部活動指導員や外国語指導助手、教員業務支援員などの外部人材を活用する施策について、必要な財政措置を講ずること。

(4)校務DXの推進

- ・クラウドを活用した校務DX環境の整備や安定的なシステム運用のため、大都市特有の負担の実態に応じた、継続的な財政措置を講ずること。
- ・教育データの効果的な利活用に向けて、具体的な活用方法等について技術的支援を行うこと。

<提案の背景>

児童生徒の心の問題や社会環境の変化を踏まえ、現場を預かる地方公共団体として、自主的自立的な対応が可能になる仕組みづくりが必要である。

(子ども中心の学びの推進)

本市では、子ども一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実による授業改善等の実践をもとに、令和5年度に、本市の目指す学びの考えを明確にする「ナゴヤ学びのコンパス」を策定し、ゆるやかな協働性の中で自律して学び続ける子どもを育むため、大人が子どもに伴走し、「子ども中心の学び」を進める学校づくりを推進している。

加えて、子どもたちが人生には多様な選択肢や可能性があることを理解し、職業観の育成や職業選択にとどまらず、自分らしい生き方を実現する力を身に付けるためのキャリア教育を推進しており、実社会で活躍する本物のヒト・モノ・コトにであう機会の提供や、キャリア形成に関する個別支援、キャリア教育の授業の企画などを行うキャリアナビゲーターの常勤配置などに取り組んでいる。

これらの事業は、全国の公教育への展開も期待される先駆的事业であることから、事業の拡充や安定的な運営に必要な財政措置などの支援策を講ずるべきである。

(「なごや子ども応援委員会」の支援)

本市では、スクールカウンセラー等の専門職員を常勤職員として採用し、子どもの将来の針路を応援する「なごや子ども応援委員会」を運営しており、令和5年度から、スクールソーシャルワーカーを全区役所・支所の児童福祉部門に併任配置するなど、教育・福祉の連携強化にも取り組んでいる。また、令和6年能登半島地震に際して専門職員を被災地に派遣し、チームとしての強みを生かした支援を児童生徒や教職員に対して行っている。

専門職員を常勤で置く本市の「なごや子ども応援委員会」制度をモデルとした事業が全国的に展開されるよう、より一層の財政措置を講ずるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの人材確保のため、大学等の高等教育機関における専門家養成に係るカリキュラム編成を促進すべきである。

併せて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校において必要とされる標準的な職として、法令上明確にする必要がある。

(教職員定数の充実改善及び外部人材の活用)

現在、義務教育諸学校において、教員の働き方改革を含む多様な教育課題への対応が求められている。そのためには、教職員定数の充実が必要であり、特に、基礎定数化が進められている日本語指導、通級による指導、初任者研修のための定数に係る配置基準の緩和や、標準法における養護教諭の複数配置基準の緩和のほか、教科担任制のための加配定数に係る対象教科の拡大が必要である。

また、本市が先進的に取り組んでいる校内の教室以外の居場所づくりに対する児童

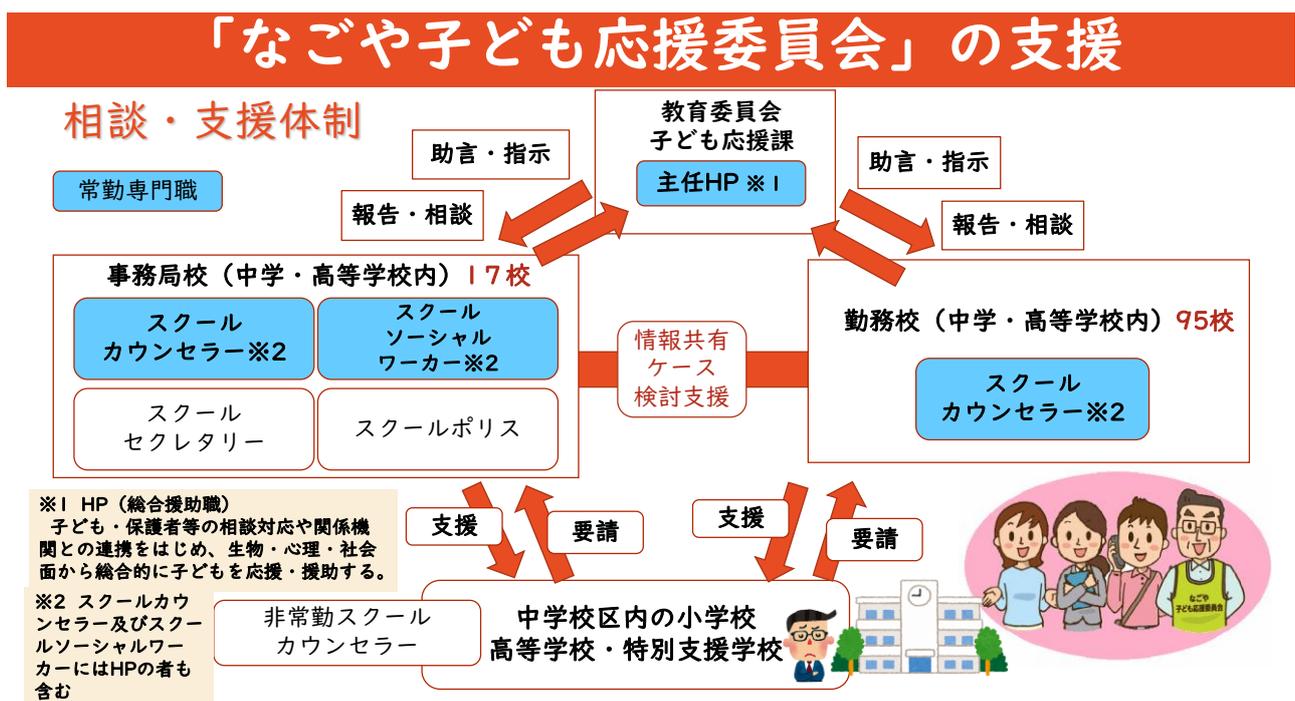
生徒支援加配定数及び令和7年度開校予定の夜間中学について、本市の求める必要数を措置するほか、統合支援加配定数については、配置基準に合致する定数を必ず措置すべきである。

さらに、部活動指導員などの外部人材をより一層活用するため、外部委託事業を補助対象とすること、補助制度の活用上限年数の撤廃、賃金上昇を踏まえた補助単価の引上げなど、さらなる制度の充実が必要である。

(校務DXの推進)

国は、パブリッククラウド環境を前提とした校務系・学習系システムのネットワーク統合の方針を示しているが、その実施に当たっては、各地方公共団体に多大な財政負担が生じており、移行後もセキュリティ対策や運用保守に係る経費など、恒常的な費用負担が見込まれる。特に、本市を始めとする大都市においては教職員数が多く、クラウド利用料など利用者数に応じた運用経費の増嵩が避けられず、移行経費の財政措置に加え、移行後の安定的なシステム運用のため、大都市特有の負担の実態に応じた継続的な財政措置が必要である。

また、教育の質の向上に向けた効果的な教育データの利活用のためには、各地方公共団体が個別にシステム連携の検討・開発にかかるコストを削減する観点からも、国において具体的な活用方法や、連携・可視化するデータ項目等について、必須又は優先的に対応すべき事項を明示するなど、技術的支援を行うべきである。

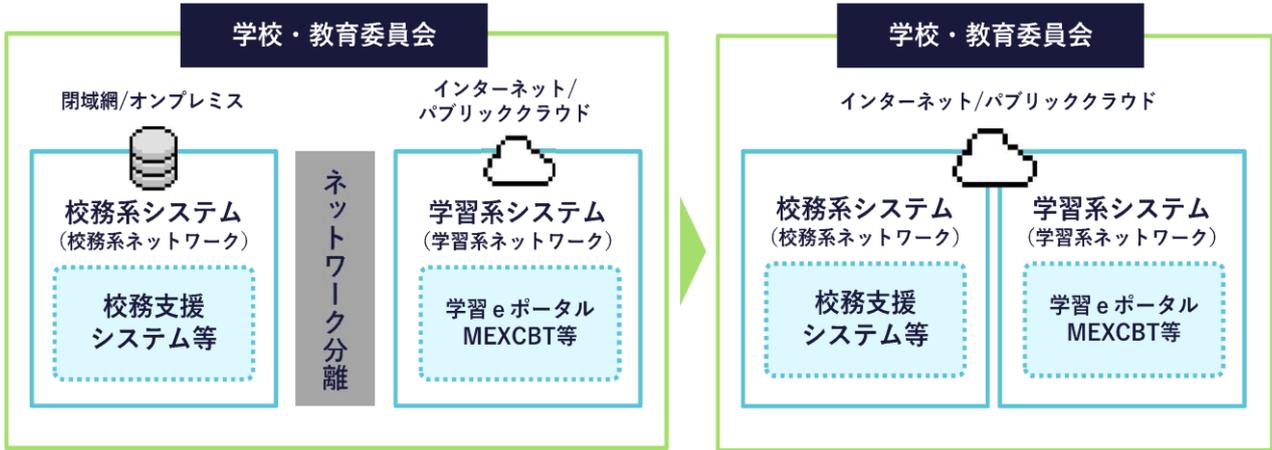


校務DXの推進

校務DX環境への移行(ネットワーク統合・クラウド化)

Before

After



A teacher and a student are shown interacting with a large digital dashboard. The dashboard displays various data points:

- 氏名等基礎情報 (Basic information such as name)
- 学習時間 (Learning time)
- 出欠 (Attendance)
- 単元別の成績 (Performance by unit)
- 所見、学校での様子 (Observations and school behavior)
- 心の天気 (Mental weather)

The teacher says: '算数の中でも図形が特に得意なんだね！ 毎日コツコツ取り組んでいたんだね！' (You're particularly good at geometry even in math! You've been working hard every day!).

11 名古屋城(名城公園)の整備

(文部科学省、国土交通省)

【提案内容】

- ・ 本丸搦手馬出周辺石垣の修復や名勝二之丸庭園の整備を始めとした文化財の保存活用及び復元模写された本丸御殿障壁画の表具工事や金シャチ横丁第二期整備、名城公園北園の再整備に対し、必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

本市では、アジア・アジアパラ競技大会の開催やリニア中央新幹線の開業等を見据えて、名古屋城を核とした名城エリアが国内外の来訪者の期待に応えられる第一級の観光等の拠点となるよう取り組んでいる。

尾張名古屋のシンボルである名古屋城の歴史的・文化的な価値を伝えるとともに、その魅力を一層高め、後世に継承すべく、約4千石に及ぶ本丸搦手馬出周辺石垣の解体修復や藩主が居住した御殿の庭園としては日本有数の規模を誇る名勝二之丸庭園の整備など、文化財の保存活用を順次進めている。

戦災により焼失した天守閣は昭和34年に再建しているが、現在、豊富な史資料に基づく天守閣の木造復元について取り組んでいる。同じく戦災により焼失した本丸御殿は平成30年に上洛殿等を公開したほか、金シャチ横丁の第二期整備を進めている。

また、名城公園北園では、名古屋城やアジア・アジアパラ競技大会の会場となる愛知県新体育館の整備に併せて、再整備を実施している。

(名古屋城(名城公園)の整備)

「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」に基づき、石垣修復事業の早期完了、名勝二之丸庭園の保存整備、重要文化財表二の門等の大規模修理や重要文化財旧本丸御殿障壁画の保存修理を着実に進め、文化財の保存活用に一層努めていくとともに、復元模写された障壁画の表具工事や名城エリアの魅力向上とにぎわい創出のための金シャチ横丁第二期整備を着実に進めていく必要がある。

また、名城公園北園では、名古屋城と愛知県新体育館をつなぐエリアにおける園路広場や修景施設、便益施設などの再整備を着実に進めていく必要がある。

整備の現状

本丸搦手馬出周辺石垣の早期修復等

提案先：文化庁

事業内容：防災施設整備（記念物）、歴史活き活き！
史跡等総合活用整備

工期：昭和45年度～

現状：令和4年度から積み直し工事に着手し、
令和8年度完成を目標に実施中



名勝二之丸庭園の保存整備

提案先：文化庁

事業内容：歴史活き活き！史跡等総合活用整備

工期：平成25年度～

現状：文化財庭園としてふさわしい庭園となるよう、
新たな整備計画を策定し、保存整備を実施中



日本丸御殿障壁画保存修理

提案先：文化庁

事業内容：美術工芸品保存修理

事業期間：昭和61年度～

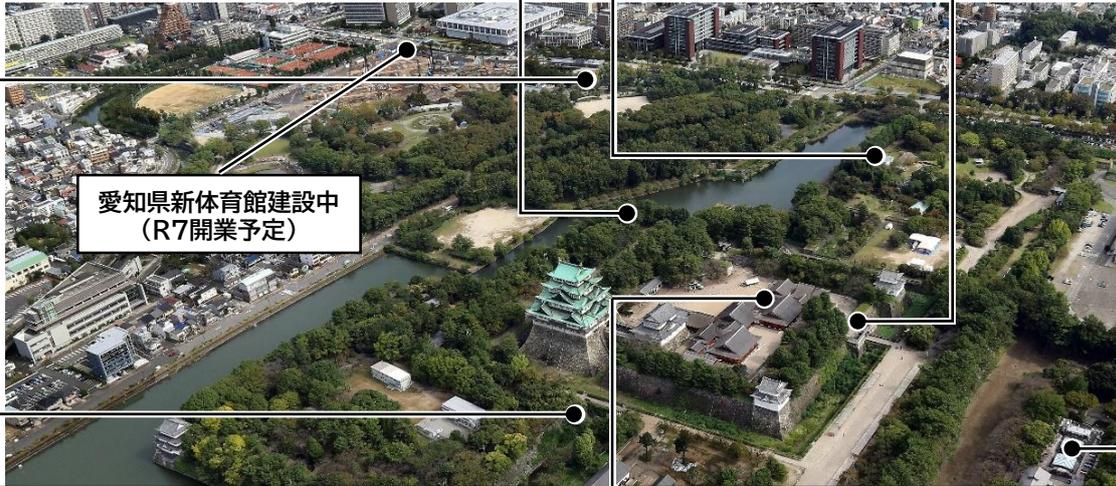
現状：天井板絵等の保存修理を実施中

表二の門等の大規模修理

提案先：文化庁

事業内容：歴史活き活き！史跡等総合活用整備

現状：大規模修理に先立ち、雁木復元検討等
を実施中



愛知県新体育館建設中
(R7開業予定)

名城公園北園の整備

提案先：国土交通省

事業内容：都市公園事業
(社会資本整備総合交付金事業)

工期：平成29年度～

現状：第一期工事を実施中

金シャチ横丁第二期整備

提案先：国土交通省

概要：芝居小屋の機能を併設した多目的休憩所
(無料休憩所、体験学習施設)等の整備

事業内容：都市公園事業

(社会資本整備総合交付金事業)

工期：令和5年度～

現状：整備に向けた発掘調査等を実施中



本丸御殿復元模写障壁画の表具工事

提案先：国土交通省

事業内容：都市公園事業
(社会資本整備総合交付金事業)

工期：平成24年度～

現状：復元模写制作事業の継続に伴い、完成した
復元模写を本丸御殿に貼り込む表具工事を
実施中

12 なごや東山の森(東山公園・平和公園)の整備

(国土交通省)

【提案内容】

- ・ 東部市街地に残る貴重な森を保全・再生するとともに、自然の素晴らしさや大切さを体験・体感できる公園づくりに取り組む「なごや東山の森づくり」の推進のため、必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

本市東部市街地に残る「なごや東山の森」は、都市計画公園東山公園及び平和公園にまたがる約400haもの面積を有する森である。この森は、本市を代表する緑の拠点であるとともに、昭和10年の開園以来、親しまれてきた市民の貴重な財産となっており、次世代に向けて守り育てていく必要がある。

(なごや東山の森(東山公園・平和公園)の整備)

本市では、東山の森を保全し、次世代につなげていくために「東山動植物園再生プラン」に基づき、市民との協働等による森の保全・再生を進めるとともに、動植物園では、魅力的な施設や園路・広場等の整備により、自然の素晴らしさや大切さを体験・体感できる公園づくりに取り組んでいる。これらの事業を着実に推進するために財政措置を講ずる必要がある。

主な事業内容

森の保全・再生



市民協働による森づくり

動植物園の再生



『ユキヒョウ・マヌルネコ舎』周辺の整備イメージ

13 堀川の総合的な整備

(国土交通省)

【提案内容】

- ・にぎわいの基軸となる堀川の良い水辺環境の創出に向け、中長期的な維持用水の確保を図るとともに、治水整備を推進する河川改修事業など、総合的な整備に必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

本市中心部を南北に流れる堀川は、堀川まちづくり構想に基づき、「うるおいと活気の都市軸・堀川」の再生に向けた取組みを進めており、都心における貴重な水辺空間として、さまざまな市民活動に利用されている。一方、近年、頻発化・激甚化する豪雨に対応するため、事前防災・減災対策の加速化が求められているとともに、過去には護岸の崩壊が発生するなど老朽化も懸念されている。

こうした中、リニア中央新幹線開業に向けて、名古屋駅や周辺の再開発が進んでおり、都心部のにぎわいづくりや浸水対策の両面から、堀川の果たす役割は重要性を増している。

(堀川の総合的な整備)

堀川において、舟運の活用などによるさらなるにぎわいづくりを進めるため、庄内川からの維持用水確保や下水道分流化の推進等による水質浄化に加え、木曾川からの恒久的な導水の実現により、一層良好な水辺環境の創出を図るとともに、従来から整備してきた松重、洲崎地区に加え、名古屋駅や名古屋城に近い五条橋地区においても河川改修事業を推進するなど、総合的な整備が必要である。

堀川総合整備の基本方針

【にぎわいづくり】



水辺空間の活用

【水質浄化】



維持用水の確保
(庄内川・木曾川からの導水)
下水道分流化の推進等

【治水対策】



護岸改修と河道掘削

14 木曾川水系連絡導水路の早期完成及び新用途の早期実現

(国土交通省)

【提案内容】

(1)木曾川水系連絡導水路の早期完成

- ・徳山ダムに確保した水を有効に活用するため、木曾川水系連絡導水路の早期完成を図ること。

(2)木曾川水系連絡導水路新用途の早期実現

ア 安心・安全でおいしい水道水の安定供給

- ・本市の水源に揖斐川を追加することで平常時における水道水の質的確保を図るとともに、新用途の導水からの直接取水などによりリスクへの対応力向上に必要な支援を行うこと。

イ 流域治水の推進

- ・大雨の予測時に木曾川ダム群において積極的な事前放流を行い、水災害を防ぐとともに、その後の河川の流況を確保するため新用途の導水を活用するなど流域治水を推進すること。

ウ 堀川の再生

- ・堀川の水質浄化のため、新用途の導水を活用した堀川への恒久的な導水を実現するなど堀川の再生に向けた必要な支援を行うこと。

<提案の背景>

本市では、渇水時にも安定した給水サービスが継続できるよう、長期的な視点から水源の多系統化を進め、徳山ダムに水源を確保してきており、木曾川水系連絡導水路は、徳山ダムに確保した水を活用する最も合理的な手段である。

昨今においては、令和4年5月の明治用水頭首工の漏水や同年9月の静岡市の取水口閉塞に伴う大規模断水など、水供給に影響を及ぼす事象が発生している。

また、濃尾平野は木曾川、長良川、揖斐川及び庄内川などの大河川が流れる日本最大の海拔ゼロメートル地帯であり、木曾川流域の想定最大規模の降雨時には、本市の中川区及び港区を含む広範囲に浸水被害が生じ、多くの被害をもたらすと同時に、日本経済に大きな打撃となりうる。

さらに、堀川の水質は、市民の協力や庄内川からの導水、ヘドロの浚渫などにより改善を図っているが、国際都市名古屋にある川として、より一層の水質改善に努める必要がある。

これらの諸課題に対応していくため、木曾川水系連絡導水路の考え方を転換し、当初目的の量的確保に加え、新用途や事業名変更を提案している。

(木曽川水系連絡導水路の早期完成)

徳山ダムに確保した水を有効に活用し、渇水時にも安定した給水サービスを提供できるように、事業費の精査及びコスト縮減に努めるとともに、木曽川水系連絡導水路を早期に完成させる必要がある。

(木曽川水系連絡導水路新用途の早期実現)

[安心・安全でおいしい水道水の安定供給]

将来にわたり安心・安全でおいしい水道水を安定的に供給していくためには、本市の水源に揖斐川を追加するなど水源の多系統化により平常時における水道水の質的確保を図るとともに、新用途の導水からの直接取水などによりリスクへの対応力を向上させていくことが必要である。

[流域治水の推進]

木曽川水系流域治水協議会により本市を含めたあらゆる関係者が協働し、流域全体で水災害を軽減させる治水対策が進められているが、大雨の予測時に木曽川ダム群において積極的な事前放流を行い、水災害を防ぐとともに、河川の流況を確保するなどさらなる流域治水の推進が必要である。

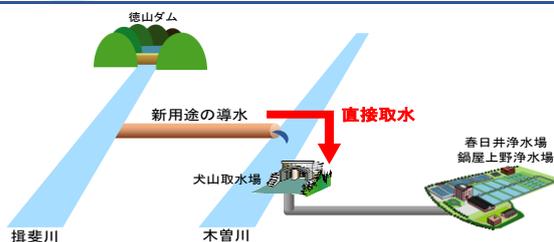
[堀川の再生]

堀川の水質浄化は、市民の悲願であり、「堀川1000人調査隊」を始めとする多くの市民団体の浄化に対する熱意、盛り上がりも大きい。

平成19年から24年に実施した木曽川からの導水社会実験では、中流域までの水質の改善を確認しており、堀川の再生に向けては、ヘドロの除去や下水道の対策など本市が実施する浄化施策に加えて、木曽川からの恒久的な導水が必要である。

新用途の導水

新用途① 安心・安全でおいしい水道水の安定供給



- 水道水の質的確保
⇒ 良質な揖斐川の水を水源に追加
- リスクへの対応力向上
⇒ 事故などで木曽川から取水できない場合の対応

新用途② 流域治水の推進

- 木曽川のダムにて積極的な事前放流
⇒ 雨が降らずダムの水位が回復しない場合に
新用途の導水により河川の流況を確保



新用途③ 堀川の再生

- 新用途の導水を活用した堀川への恒久的な導水



15 名古屋圏道路ネットワークの整備等

(国土交通省)

【提案内容】

(1) 幹線道路等の整備

- ・ 選択と集中で進めている春日井長久手線、東志賀町線(水分橋)などの道路・橋りょうの整備やボトルネック踏切の除却を行う名古屋鉄道名古屋本線(桜駅～本星崎駅間)連続立体交差事業及び小幡5号踏切道改良計画事業の推進に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 名古屋環状2号線一般部の暫定2車線区間について、4車線化を進めること。

(2) 国道23号(十一屋・宝神交差点間)等の渋滞対策

- ・ 渋滞解消に向けた抜本的な対策の検討を進めている国道23号(十一屋・宝神交差点間)について、引き続き検討を進めるとともに、必要な整備に早期着手すること。また、国道1号の2車線区間について、渋滞対策に向けた検討を進めること。

<提案の背景>

本市を中心とする圏域は、ものづくりの世界的な集積地であり、わが国経済の全体をけん引する役割を果たしている。こうした役割を今後も確実に果たすため、利便性が高く、災害に強い道路ネットワークの早期整備が重要である。

(幹線道路等の整備)

安全で円滑な移動を支える都市基盤の形成のため、道路ネットワークの強化に資する道路や橋りょうの整備、踏切道における渋滞解消等に資する鉄道の立体交差化などによる、道路交通の円滑化や避難動線の確保が極めて重要であり、十分な財源の確保が必要不可欠である。

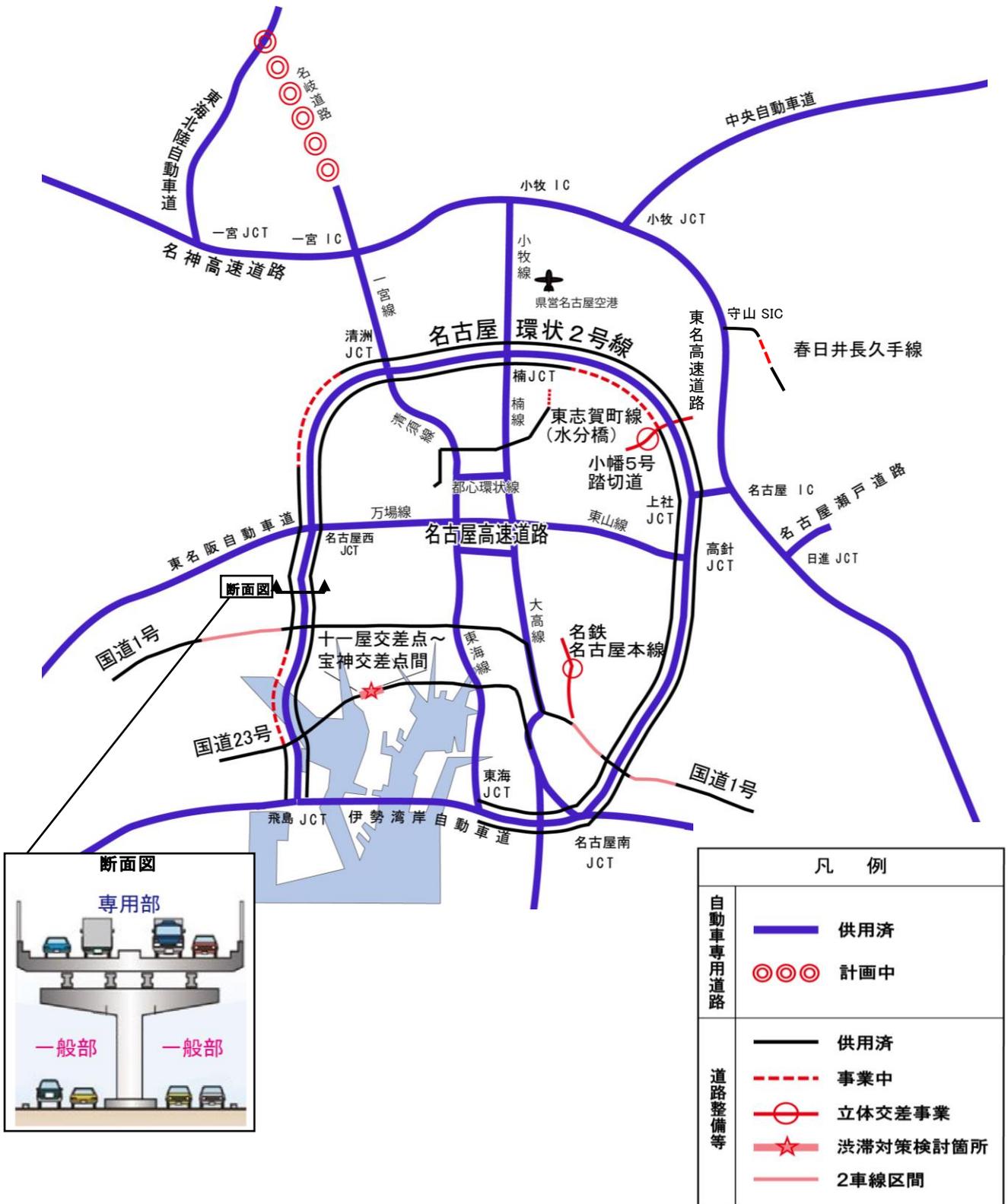
また、名古屋環状2号線及び周辺道路での交通渋滞の緩和を図るため、ボトルネック部分である一般部の暫定2車線区間の4車線化が必要である。

(国道23号(十一屋・宝神交差点間)等の渋滞対策)

国道23号は名古屋港、衣浦港、三河港などの物流拠点と県内のものづくり産業の生産拠点をつなぐ極めて重要な東西軸である。しかしながら、十一屋・宝神交差点間は交通量が多いことに加え大型車の割合も高いため、右折専用レーンの延伸などの対策が実施されてもなお慢性的な渋滞が発生している。そのため、渋滞解消に向けた抜本的な対策の検討が進められているが、沿道環境や名古屋港の物流交通円滑化等の視

点からも一刻も早い渋滞解消が求められる。

また、重要な東西軸である国道1号の緑区・中川区内の4車線化されていない2車線区間においては、慢性的な交通渋滞が発生しており、その解消が求められる。



16 名古屋港の整備

(国土交通省)

【提案内容】

(1)国際競争力のある港湾の形成

- ・我が国の産業と国民生活を支える海上輸送網の構築と物流空間の形成に向け、高付加価値を産み出す中部のものづくり産業を物流面で支え、生産性向上を支援する「国際産業戦略港湾」として国際競争力を強化するため、飛島ふ頭東側におけるコンテナターミナルの機能強化に必要な財政措置を講ずること。
- ・港湾整備等に伴い発生する浚渫土砂の処分場整備の推進に必要な財政措置を講ずること。
- ・脱炭素社会の実現に向け、名古屋港港湾脱炭素化推進計画の推進に必要な財政措置を講ずること。
- ・コンテナターミナルにおけるサイバーセキュリティ対策の強化に向け、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度の運用における事業者支援を講ずること。

(2)港湾の防災機能の一層の強化

- ・南海トラフ巨大地震等の大規模災害時における重要インフラの機能確保のため、海岸保全施設(防潮壁等)の防災機能の強化に必要な財政措置を講ずること。
- ・堀川口防潮水門の防災機能の強化を図るため、必要な措置を講ずること。

(3)人々に親しまれる港づくり

- ・中川運河に魅力のある水辺空間を形成するため、運河改良やプロムナード整備について、必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

名古屋港は、中部地域の海の玄関口として日本のものづくり産業を支えており、その役割を今後も果たすとともに、背後地の市民生活や企業活動の安全を確保するため、海上輸送網の構築、物流空間の形成及び防災機能強化を含む港湾整備を着実に進めていく必要がある。

(国際競争力のある港湾の形成)

名古屋港は、コンテナ貨物、完成自動車及びバルク貨物を取り扱う国際総合港湾である。自動車関連産業等の中部のものづくり産業を物流面で支える「国際産業戦略港湾」として物流機能の国際競争力を強化し、この地域の産業競争力を高めることが求められており、そのためには、貨物取扱機能の強化を進める必要がある。

また、浚渫土砂の処分場については、中部国際空港沖公有水面埋立事業を着実に推進するとともに、適切な役割のもと、整備を進める必要がある。

さらに、名古屋港港湾脱炭素化推進計画に基づき、港湾物流の脱炭素化や次世代エネルギーのサプライチェーン構築などを通じて、カーボンニュートラルポートの形成を推進する必要がある。

加えて、令和5年7月に発生した名古屋港統一ターミナルシステム（NUTS）へのサイバー攻撃に伴うシステム障害により、港湾の物流体制に影響が出る事案が発生したことを受け、同種事案の再発防止等に向けたサイバーセキュリティ対策の強化に取り組む事業者を支援する必要がある。

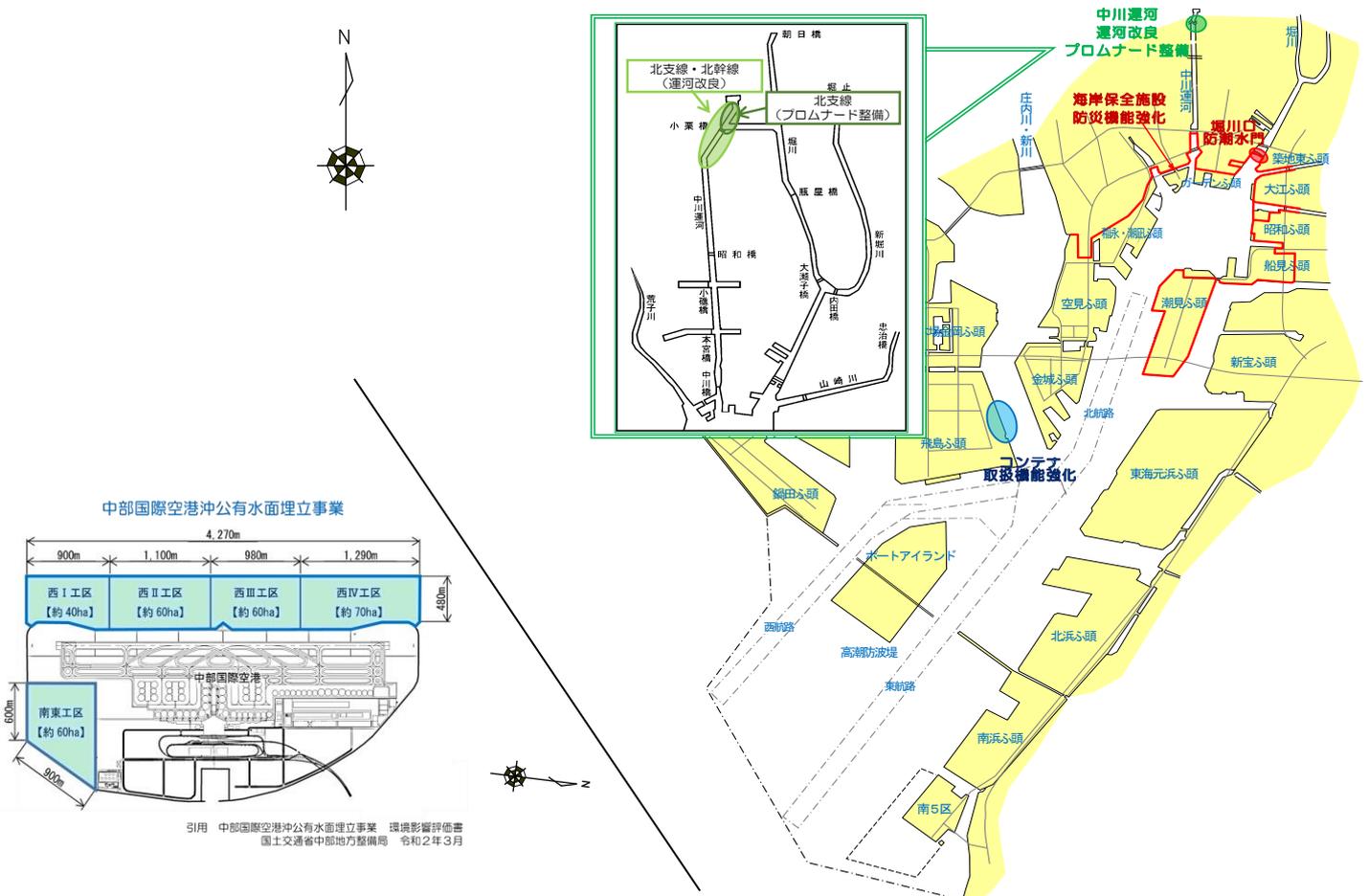
(港湾の防災機能の一層の強化)

当地域は、南海トラフ巨大地震の被害想定において深刻な被害を受ける可能性が示された。また、激甚化・頻発化する高潮・高波・暴風による被害などの災害に屈しない強靱な国土づくりを推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」のもと、防潮壁等の防災機能強化を重点的かつ集中的に進める必要がある。

(人々に親しまれる港づくり)

環境にやさしく、夢・うるおい・にぎわいのある港づくりに向け、本市においては、都心と一体となったウォークアブルで魅力ある水辺空間の形成を進めているところであり、これを促進させるためには、港と都心を結ぶ中川運河の護岸改良やプロムナード整備による再生を進める必要がある。

名古屋港施設概要図



引用 中部国際空港沖公有水面埋立事業 環境影響評価書
国土交通省中部地方整備局 令和2年3月

17 中部国際空港第二滑走路の整備を始めとする機能強化の早期実現

(国土交通省)

【提案内容】

- ・ 地域において取りまとめた「中部国際空港の将来構想」の早期実現、とりわけ、第1段階である令和9年度の代替滑走路の供用開始に向けた手続及び十分な財政支援を行うこと。
- ・ 中部国際空港への道路・鉄道等のアクセスの充実に取り組むとともに、空港の受入体制強化を含めた航空需要拡大の取組みを一層推進すること。

<提案の背景>

中部国際空港は、平成17年の開港以来、中部圏と国内外との「人の交流」、「産業のサプライチェーン」を支える重要な社会インフラとしての機能を発揮している。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、航空需要は一時的に落ち込んでいたものの、人の往来が活発化してきており、中部国際空港においても回復傾向にある。今後、中長期的には確実に伸びていく見込みであり、国も「令和12年訪日外国人旅行客6,000万人」の達成を目標に掲げている。また、滑走路のメンテナンスや大規模補修を行いながら24時間空港として運用することで、今後のリニア中央新幹線開業による「日本中央回廊」形成の効果を最大限発揮することにつながる。さらに、首都圏や関西圏の空港が被災した際の代替機能を担うほか、南海トラフ巨大地震により中部圏が甚大な被害を受けた際の背後地における被災者、復旧・復興支援など重要な役割が求められる。これらのことから、二本目の滑走路の整備や空港アクセスの充実に始めとする機能強化は必要不可欠である。

中部国際空港沖では、港湾事業として公有水面埋立事業が進められており、西工区の埋立てに今後約15年を要するとされている。こうした状況を踏まえ、地域において、令和9年度を目途に誘導路を転用して代替滑走路を整備する第1段階と、将来の航空需要を踏まえて埋立地に新滑走路を整備する第2段階とに分けて二本目の滑走路を整備する「中部国際空港の将来構想」を令和3年12月に取りまとめた。現在は、第1段階の整備に向け、代替滑走路の設計等を実施しているところである。

(中部国際空港第二滑走路の整備を始めとする機能強化の早期実現)

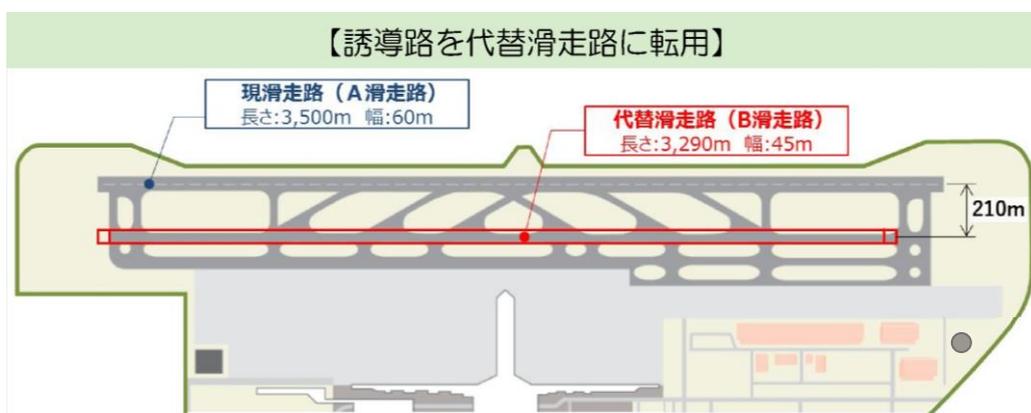
地域において取りまとめた「中部国際空港の将来構想」の早期実現、とりわけ、第1段階である代替滑走路の整備については、令和9年度の供用開始に向け、工事の前

提となる航空施設変更許可の手続きを着実に進めるとともに、令和5年度に国において新規事業採択された内容をもとに、今後十分な財政支援が必要である。

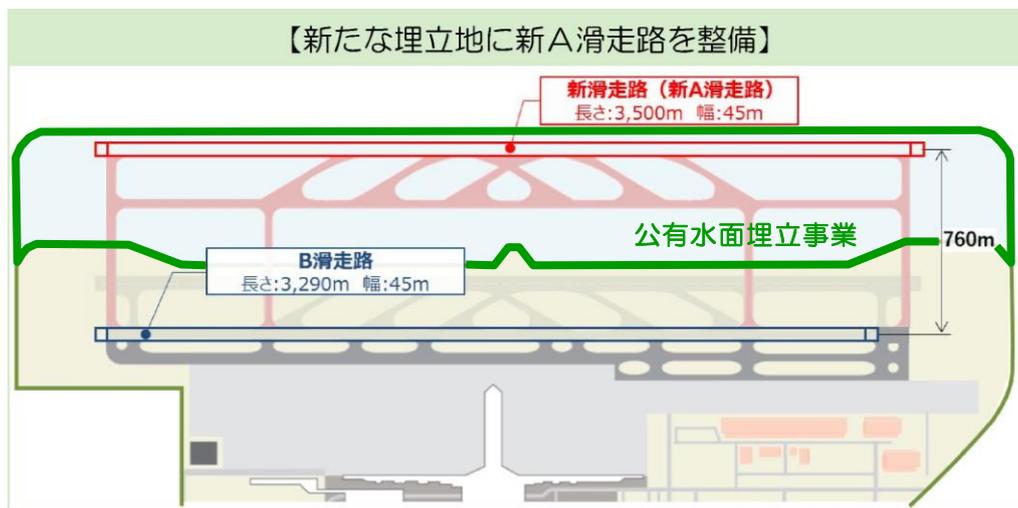
また、「日本中央回廊」のセンターを担う中部圏の玄関口として、中部国際空港が多様な機能を発揮するために、中部国際空港への道路・鉄道等のアクセスを充実させるとともに、空港の受入体制強化を含めた航空需要拡大の取組みを一層推進する必要がある。

中部国際空港の将来構想(令和3年12月取りまとめ)

◆第1段階(暫定形): 令和9年度を目途



◆第2段階(将来形)



18 スタートアップ・エコシステム形成に向けた支援の 充実

(内閣府、文部科学省、経済産業省)

【提案内容】

- ・ スタートアップ・エコシステム「グローバル拠点都市」としてさらなる強化を図るため、拠点都市の選定期間を延長するとともに、グローバル化を図るための支援の充実を図ること。
- ・ 当地域のスタートアップの急速な成長を促進するため、事業開始当初に資金調達が困難なスタートアップでも活用しやすい支援制度を構築すること。
- ・ 若い世代へのアントレプレナーシップ教育に対する支援の充実を図ること。

<提案の背景>

本市では、スタートアップによる新産業の創出と当地域の産業のさらなる発展のため、中部経済連合会、名古屋大学、愛知県、浜松市等とコンソーシアムを組成し、スタートアップ・エコシステムの形成を進めている。

令和2年7月には、愛知・名古屋及び浜松地域がスタートアップ・エコシステム「グローバル拠点都市」として内閣府から認定されたところである。

「グローバル拠点都市」については、内閣府が実施するアクセラレーションプログラムや拠点都市機能強化プログラム、経済産業省が実施する「J-Startup」における各種プログラムにおいて、当地域の有望なスタートアップが集中的な支援を受けているほか、文部科学省の「大学発新産業創出プログラム」におけるアントレプレナーシップ教育を進めているところであるが、成長への切れ目のない支援を展開するためにも、長期的かつ成長段階に応じたさらなる支援の充実が必要である。

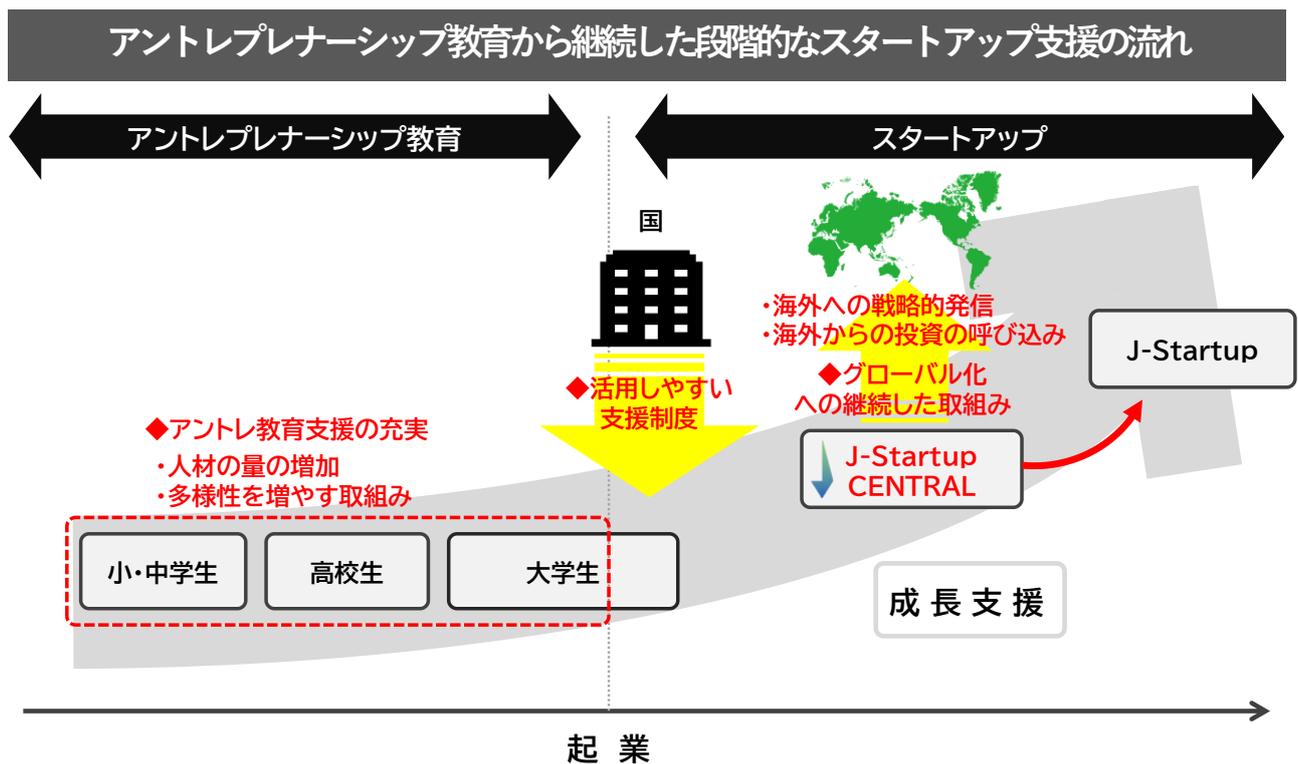
(スタートアップ・エコシステム形成に向けた支援の充実)

スタートアップ・エコシステムの形成については長期的に取り組んでいく必要があるが、拠点都市の選定期間は5年間とされているため、エコシステムが継続的に成長できるよう、当該期間の延長が必要である。

また、世界に伍するスタートアップ・エコシステム形成のためには、当地域が独自の強みを明確化し、海外から投資を呼び込むとともに、当地域のスタートアップの海外展開を促進するなど、スタートアップ・エコシステムのグローバル化に向けた地域をあげた取組みが必要であり、国からのさらなる支援の充実が求められる。

さらに、当地域のスタートアップの急速な成長を促進するためには、国からのさらなる集中支援が必要不可欠であり、「ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業（NEP）」などの補助金制度について、事業開始当初に資金調達が困難なスタートアップでも円滑に事業を始められるよう、活用しやすい支援制度とする必要がある。

加えて、スタートアップ創出の抜本的な拡大に向けて、その基盤となる人材の量や多様性を増やすため、若い世代からのアントレプレナーシップ教育が重要であり、当地域では本市やTongali（東海地区の大学による起業家育成プロジェクト）において、大学発新産業創出プログラム（START）を活用し、小中学生、高校生及び大学生への取組みを行っているところである。今後も若い世代へのアントレプレナーシップ教育を実施していくことは不可欠であり、さらに充実した支援を継続的に行っていく必要がある。



19 脱炭素社会の実現等

(経済産業省、環境省)

【提案内容】

(1)水素の社会実装に向けた支援

- ・ 低炭素水素等のサプライチェーンの形成に向け、水素社会推進法に基づく支援措置等の状況を国において検討し、地域の意見を踏まえた必要な措置を継続して講ずること。
- ・ 大規模水素ステーションの整備・運営に対する補助を拡充するとともに、軽油等の既存燃料と水素の価格差に対する支援策を講ずること。

(2)中小企業の脱炭素化に向けた取組みの促進

- ・ 中小企業における省エネルギー設備導入等の脱炭素化の取組みに対し、十分かつ継続的な財政措置を講ずること。

(3)生物多様性保全の推進

- ・ 30 by 30 目標の達成に向け、自然共生サイトの認定を推進するための支援や土地所有に係る負担軽減などの措置を講ずること。

<提案の背景>

本市では、国の「地球温暖化対策計画」における温室効果ガス削減目標の引上げや「生物多様性国家戦略」の改定などに対応すべく、「名古屋市地球温暖化対策実行計画2030」及び「生物多様なごや戦略実行計画2030」を策定したところである。これらの目標達成に向けては、環境課題の解決と同時に経済の好循環を生み出していくことが不可欠であり、事業者を始めとする多様な主体の取組みを後押しすることが必要である。

(水素の社会実装に向けた支援)

水素は、環境課題を解決するキーテクノロジーであり、幅広い産業分野において原料としての利活用も期待されていることから、国は「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律」（水素社会推進法）に基づいて、低炭素水素等のサプライチェーンの形成に向け、拠点整備支援などの支援策を実施することとしているが、中長期的な観点から、産業界や地方公共団体の意見を十分に踏まえて、その実施状況に応じた必要な措置を継続して講ずることが必要である。

また、本市は水素モビリティを足がかりに水素の需要創出・利活用促進を図るべく、市役所における燃料電池自動車（バス・乗用車）の率先導入や民間事業者の燃料電池バス導入補助などを行っている。

一方で、燃料電池自動車の導入拡大が期待されている商用トラック等に対応した大規模水素ステーションの整備は、既存の補助制度を利用しても事業者の負担が大きく、また、水素は軽油等より価格が高く普及拡大の障壁となっているため、補助制度の拡充等の支援が必要である。

（中小企業の脱炭素化に向けた取組みの促進）

市内事業所の約99%を占める中小企業において、脱炭素化に伴うコストの増加が課題であることから、中小企業の省エネルギー設備及び太陽光発電設備等の導入促進に当たっては、十分かつ継続的な財政措置が必要である。

（生物多様性保全の推進）

本市は、COP10の開催都市及び生物多様性自治体ネットワークの代表として、生物多様性施策の推進をけん引している。2030年までに陸域と海域の30%以上を保全する世界目標（30by30目標）の達成に向けて自然共生サイトの認定を推進するため、国において試行実施している支援証明書制度について、支援を行う企業等にとって有益な制度とするとともに、モニタリングなどの保全管理活動に対してより一層の支援を行うべきである。

また、民有地における認定申請を促進するため、自然共生サイトの土地所有者に対して、維持や相続等に係る経費負担を国において助成するなどの措置が必要である。

100km走行時における軽油と水素の燃料コスト



※軽油価格:152.2円/L(資源エネルギー庁石油製品価格調査(令和6年4月1日時点))、
水素価格:1,925円/kg(本市内の水素ステーション水素価格:1,650円と2,200円の平均額)。
※小型ディーゼルトラックの燃費:6km/L、小型FCトラックの燃費:28km/kgにて試算(第25回水素・燃料電池戦略協議会資料1より)



市バスに試行導入した燃料電池バス



公用車に導入した燃料電池自動車



名古屋市は
SDGs未来都市



20th Asian Games
Aichi-Nagoya 2026

名古屋市



5th Asian Para Games
Aichi-Nagoya 2026

名古屋市